

○運転免許関係事務処理要領

平成元年 6 月 28 日

埼例規第 38 号・免・教育・試

警 察 本 部 長

運転免許関係事務処理要領の制定について（例規通達）

この度、運転免許関係事務を迅速かつ適正に処理するため、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成元年 7 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。
なお、次の例規通達は、廃止する。

記

- 1 運転免許事務処理要領の制定について（昭和 58 年埼例規第 10 号・免）
- 2 運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について（昭和 46 年埼例規第 1414 号・交処）
- 3 準仮停止事務処理要領の制定について（昭和 61 年埼例規第 9 号・交処）
- 4 仮運転免許の取消しに関する事務処理要領の制定について（昭和 48 年埼例規第 26 号・交処）

別添

運転免許関係事務処理要領

目次

第1章 総則（第1）

第2章 運転免許試験（第2—第11）

第3章 運転免許証等（第12—第23）

第4章 行政処分（第24—第32）

第5章 再試験（第33—第39）

第6章 未出頭者の措置（第40）

第1章 総則

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「運転者講習規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）及び運転免許行政処分規程（昭和44年埼玉県公安委員会規程第4号。以下「行政処分規程」という。）に定めるもののほか、自動車、原動機付自転車の運転免許（以下「免許」という。）、法第104条の4第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）に規定する運転経歴証明書及び法第107条の7に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証免許証」という。）並びに免許に係る行政処分に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 運転免許試験

第2 免許申請書の受理等

交通部運転免許本部運転免許課長（以下「免許課長」という。）及び同部運転免許本部運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）は、次により運転免許申請の受理等を行うものとする。

(1) 免許申請書の受理

免許を受けようとする者（以下「受験者」という。）から、細則別記様式第 14 の 2、細則別記様式第 14 の 2 の 2 又は細則別記様式第 14 の 2 の 3 の運転免許申請書（以下「免許申請書」という。）を受理するときは、次により行う。

ア 試験課長は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において免許申請書を受理すること。ただし、出張試験等で、あらかじめ埼玉県公安委員会が定めた日時、場所において、運転免許試験（以下「試験」という。）を実施する場合を除く。

イ 試験課長は、免許申請書と添付書類（以下「免許申請書等」という。）との記載内容を照合し、確認するとともに、受験者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。）の提示を求めること。

ウ 試験課長は、イにおいて、受験者が、現に免許を取得している者であるときは現に有する運転免許証（以下「現有免許証」という。）の提示を求め、過去に免許を取得していた者であるときは運転免許証を返納させ、その内容をそれぞれ照合し、確認すること。この場合において、現に免許を取得している者から提示を受けた運転免許証は、その表裏を免許申請書に複写すること。

エ 試験課長は、ウにおいて、受験者が運転免許証の提示又は返納ができず、運転免許の取得事実が判明しないときは、受験者に対し、運転免許取得事実確認書（様式第 1 号。以下「取得確認書」という。）を記載させ、写真を貼付させた上、本人確認書類を添付して免許課長に提出させること。

オ 取得確認書を受理した免許課長は、次により処理するものとする。

(ア) 取得確認書の記載事項と取得確認書に貼付された写真、本人確認書類及び埼玉県警察情報管理システムによる運転免許ファイリングシステム実施要領（平成 25 年免第 1767 号）に規定する免許ファイリングシステム（以下「ファイリングシステム」という。）に登録された受験者の顔画像等とを照合するとともに、受験者の本人確認を実施すること。この場合において、受験者が県外から県内に住所を変更したものであ

るときは、従前の住所地の都道府県公安委員会からファイリングシステムにより顔画像等の送付を受けること。

(イ) 受験者の運転免許証に係るデータを確認できたときは、取得確認書に該当事項を記入すること。

(ウ) 運転免許取得事実確認書受理回答簿（様式第1号の2）に記載し、取得確認書の写しを保管すること。

(エ) 取得確認書の原本を受験者に交付し、試験課長に提出させること。

カ 試験課長は、イにおいて、受験者が法第97条の2（同条第2項を除く。）に規定する試験の一部を免除される者（以下「試験一部免除者」という。）である場合は、次に掲げる区分に従い、それぞれで定めるところにより行うこと。

(ア) 法第97条の2第1項第1号及び第2号並びに第3項に規定する試験一部免除者の場合 規則第18条第1項第3号、第4号及び第7号に掲げる区分に応じそれぞれで定める書類が添付書類として提出されているかを確認すること。

(イ) 法第92条の2第1項の表備考四の規定の適用を受ける場合並びに法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者（以下「特定失効者」という。）及び同項第5号に規定する特定取消処分者（以下「特定取消処分者」という。）の場合 規則第18条第1項第1号で定める書類が添付書類として提出されているかを確認すること。

(ウ) 法第97条の2第1項第4号に規定する試験一部免除者の場合 失効した運転免許証を提出させ、その要件の有無を確認すること。

(エ) 法第108条の2第1項第11号に掲げる特定失効者又は特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）に対する講習（以下「特定失効者等講習」という。）の受講を希望する特定失効者等を除く特定失効者等の場合 規則第18条第2項各号に掲げる区分に応じそれぞれで定める書類が添付書類として提出されているかを確認すること。

キ 試験課長は、質問票（規則様式第12の2）及び受験資格申告書（様式第1号の3）又は受験資格申告書（特定失効者等用）（様式第1号の4）を申請の区分に応じて提出させ、受験資格等を確認すること。

ク 試験課長は、法第 88 条第 1 項第 1 号に規定する免許の欠格事由又は法第 90 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに規定する免許の拒否、保留に該当する者か否かを調査すること。

ケ 試験課長は、受験資格に疑いがある受験者については、次の要領で取り扱うこと。

(7) 受験資格調査依頼書（様式第 1 号の 5）を受験者に記載させ、埼玉県警察情報管理システムによる運転者管理システム実施要領（平成 25 年免第 1765 号）に規定する運転者管理システム（以下「運転者管理システム」という。）により照会して、照会結果を受験資格照会に対する受理票・受験資格に対する回答票（様式第 1 号の 5 の 2）に記載し、受験資格がないと認められるときは、免許申請書及び添付書類を受験者に返還の上、当該受験資格がない理由を教示する。

(イ) 照会した受験者については、受験資格照会記録簿（様式第 1 号の 6）に記載し、10 年間保管する。

(ロ) 受験資格の照会結果の回答は、受験資格回答記録簿（様式第 1 号の 6 の 1）に記載し、10 年間保管する。

コ 試験課長は、免許申請書等の記載事項及び内容に不備がなく、かつ、受験資格を有する者であるときは、法第 97 条の 2 の規定により学科試験及び技能試験が免除されるものを除き、運転免許試験受験票（様式第 1 号の 7。以下「受験票」という。）又は技能試験日指定票（様式第 1 号の 8）を交付すること。

サ 試験課長は、受験者が自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許（以下「外国免許」という。）を所持している者で、その免許を受けていた期間のうち当該外国に滞在していた期間が通算して 1 年以上であるときは、免許申請書の欄外に免許の種別ごとにその旨を記載しておくこと。

(2) 試験の順序等

試験は、試験課長が次により行う。

ア 責任者を指定し、受験人員に応じた担当者をもって行うこと。

イ 試験の方法をあらかじめ受験者に説明し、必要な指示を行っておくこと。

ウ 試験の順序は、適性試験、学科試験、技能試験の順とし、適性試験の合格者に対して学科試験を、学科試験の合格者に対して技能試験をそれぞれ行うこと。

(3) 試験日時の指定

試験課長は、円滑な試験業務を図るため必要があるときは、受験者ごとに試験日時を指定する。

第3 適性試験

試験課長は、次により適性試験を行うものとする。

(1) 担当者の指定

担当者は、その都度指定する。

(2) 適性試験の実施

ア 開始に先立ち、免許申請書等に基づいて受験者を確認のうえ、適性試験の方法等必要な事項を告げる。

イ 適性試験は、規則第23条の規定に基づき、次により行い、合否を決定する。

(ア) 視力試験は、視力検査器により行うこと。ただし、合格基準に達しない者に対しては、万国式視力表による再試験を行い、合否を決定すること。

視野の測定は、視野検査器により行うこと。ただし、視力を矯正して合格基準に達した者に対しては、矯正した状態で行うこと。

(イ) 色彩識別能力試験は、色彩識別能力検査器により行い、赤色、青色及び黄色の3原色についての識別ができる者を合格とすること。

(ロ) 深視力試験は、深視力検査器により行うこと。ただし、視力を矯正して合格基準に達した者に対しては、矯正した状態で行うこと。

(ハ) 聴力試験は、通常の会話を通じて行うこと。ただし、難聴者に対しては一般道路とほぼ同じ状態の場所で受験者を後向きに立たせ、10メートルの距離で90デシベルの警音器を長短合わせて数回鳴らしてその回数を回答させる方法により数回実施し、その過半数を正答した者を合格とすること。

(ニ) 運動能力試験は、四肢及び体幹の機能について行うこと。

ウ 適性試験の結果、免許に条件を付することが必要と認められる者については、免許申請書の所定の欄に、その条件を記載すること。

(3) 適性試験結果の発表等

ア 適性試験結果の発表

免許申請書に結果を記載し、口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

学科試験を実施すること。ただし、次に掲げる試験一部免除者は、それぞれ次に定めるところより行うこと。

(7) 学科試験の試験一部免除者 技能試験を実施すること。

(4) 学科試験及び技能試験の試験一部免除者 免許課長に引き継ぐこと。

ウ 不合格者に対する措置

再受験の手続等について教示すること。

(4) 免許申請書等の送付

適性試験の合格者について運転者管理システムによる登録を行うため、免許課長に免許申請書等を送付する。

第4 学科試験

試験課長は、次により学科試験を行うものとする。

(1) 試験問題の指定

試験問題は、試験当日に指定する。

(2) 担当者の指定

担当者は、その都度指定する。

(3) 学科試験の実施

ア 受験人員に応じて2人以上の担当者を立ち合わせて行うこと。

イ 開始に先立ち、免許申請書等により受験者を確認のうえ、必要な指示を行うこと。

ウ 受験者の着席は受験票に記載の受験番号順とし、必要により無作為又は計画的に変更すること。

エ 運転免許試験答案用紙（様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3）及び試験問題を配布すること。この場合において、英語又はポルトガル語による受験を希望する者に対しては、英語又はポルトガル語による試験問題を配布すること。

オ 学科試験の時間は、小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）は30分とし、その他は50分とすること。

カ 実施中は、学科試験室内を巡回して不正受験の防止に努めること。

キ 学科試験を終了したときは、受験者から運転免許試験答案用紙及び試験問題を回収し、部数の点検を確実にすること。

(4) 学科試験の採点

学科試験の採点は、2人以上の者を立ち合わせ、速やかに運転者管理システムにより行い、運転免許学科試験成績票・整理票（様式第3号。以下「成績票」という。）を作成する。

(5) 学科試験結果の発表等

ア 学科試験結果の発表

運転免許試験合格発表表示盤又は口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

(7) 成績票を交付し、技能試験（原付免許を除く。）の実施方法について教示すること。この場合、技能試験の免除者については、免許申請書の所定の欄に合格印を押印し、免許課長に引き継ぐこと。

(イ) 合格者のうち、法第90条の2第1項第3号に規定する講習を受けなければならぬものにあつては、受験者から終了証明書等の提出を受けたときに関係書類とともに免許課長に引き継ぐこと。

ウ 不合格者に対する措置

免許申請書の所定の欄に不合格印を押印するとともに、次回の申請の方法を教示すること。

第5 技能試験

1 技能試験の実施

試験課長は、次により技能試験を行うものとする。

(1) 技能試験日時の指定

第2(3)に基づき技能試験の日時の指定を行うときは、受験者ごとに技能試験日指定票（様式第1号の8）に日時を記載する。

(2) 担当者

担当者は、自動車運転免許の技能試験官の指定に関する規程（昭和40年埼玉県公安委員会規程第4号）により、技能試験官の指定を受けた者とする。

(3) 技能試験コース

技能試験コースは、試験当日、規則第24条第1項から第3項までの規定に基づき設定された技能試験コースとする。

(4) 試験車

技能試験に使用する自動車（以下「試験車」という。）は、規則第 24 条第 6 項及び第 7 項の規定により提供し、又は指定する。ただし、同項ただし書に該当するときは、受験者が持ち込んだ自動車について、試験課長が技能試験に適することを確認の上使用する。

(5) 技能試験の立会人

技能試験を実施する際、立会人の同乗が必要な免許種別については、試験車両の後部座席に他の受験者を同乗させて実施する。

なお、同乗する受験者の確保が困難な場合又は特別な事情がある場合は、警察職員を同乗させて技能試験を実施する。

(6) 技能試験の実施基準

技能試験は、別に定められた基準により実施する。

(7) 技能試験結果の発表等

ア 技能試験結果の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

(ア) 免許申請書の所定の欄に合格印を押印するとともに、法第 90 条の 2 第 1 項（第 4 号を除く。）に規定する講習を受けなければならない者にあつては、技能試験合格者取得時講習申込承認証（様式第 4 号）に技能試験合格印を押印の上、受験者に交付し、受験者から終了証明書等の提出を受けたときに関係書類とともに免許課長に引き継ぐこと。

(イ) (ア)の講習を免除された者にあつては、免許申請書の所定の欄に合格印を押印の上、免許課長に送付すること。

(ウ) (イ)のうち、技能試験合格日に送付できなかった者にあつては、運転免許証後日交付証（様式第 4 号の 2）を交付すること。

ウ 不合格者に対する措置

免許申請書の所定の欄に不合格印を押印するとともに、免許申請書の写し及び添付書類を返還すること。

2 運転免許試験成績証明書の作成、交付

試験課長は、規則第 28 条に基づき、次により規則別記様式第 17 の 2 の運転免許試験成績証明書（以下「試験成績証明書」という。）の作成、交付を行うものとする。

(1) 試験成績証明書交付申請書の受理等

規則第 18 条第 1 項第 7 号に該当する者から細則別記様式第 14 の 8 の運転免許試験成績証明書交付申請書（以下「試験成績証明書交付申請書」という。）の提出を受けたときは、成績票により、学科試験の合格者であること又は免許申請書の合格印により、技能試験合格者であることを確認すること。

(2) 試験成績証明書の作成、交付

試験成績証明書に所要事項を記載した上、提出を受けた写真を貼付し、埼玉県公安委員会公印規程（昭和 36 年埼玉県公安委員会規程第 2 号）別表 1 に規定する公印（以下「公安委員会印」という。）の 7 号印により試験成績証明書と写真を契印して交付すること。

第 6 技能検査

試験課長は、次により技能検査を行うものとする。

(1) 技能検査の申請の受理

技能検査を受けようとする者から、規則別記様式第 13 の技能検査申請書（以下「技能検査申請書」という。）を受理するときは、次により行う。

ア 技能検査申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。

イ 現に有する仮運転免許証（以下「現有仮免許証」という。）の提示を求め、当該現有仮免許証の表裏を複写し、技能検査申請書に添付すること。

ウ 技能検査申請書と規則第 18 条の 2 の 3 第 3 項に定める書類が添付書類として提出されているかを確認すること。

(2) 技能検査の実施

技能検査は、第 5 の 1 (1) から (6) までにより実施する。

(3) 技能検査の発表等

ア 技能検査の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

技能検査申請書の所定の欄に合格印を押印し、規則第 18 条の 2 の 3 に基づき、規則別記様式第 13 の 2 の検査合格証明書（以下「検査合格証明書」という。）に所要事項

を記載した上、提出を受けた写真を貼付し、公安委員会印の7号印により検査合格証明書と写真を契印して交付すること。

ウ 不合格者に対する措置

技能検査申請書の所定の欄に不合格印を押印するとともに、次回の申請の方法を説明すること。

第7 免許の限定解除審査

1 試験課長の措置

試験課長は、次により免許の限定解除審査を行うものとする。

(1) 免許の限定解除審査申請の受理

免許の限定解除の審査を受けようとする者から、規則別記様式第13の5の限定解除審査申請書を受理するときは、次により行う。

ア 限定解除審査申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。

イ 現有免許証の提示を求め、当該現有免許証の表裏を限定解除審査申請書に複写すること。

ウ 限定解除審査申請書と添付書類の記載内容を照合し、受験資格の有無を確認すること。

(2) 免許の限定解除審査の実施

免許の限定解除の審査は、第3(2)又は第5の1(1)から(6)までに準じて実施する。ただし、指定自動車教習所が発行した技能審査合格証明書を提出した者については、技能に関する審査（以下「技能審査」という。）を免除する。

(3) 審査結果の発表等

ア 審査結果の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

限定解除審査申請書の所定の欄に合格印を押印し、合格者の現有免許証を提出させ、限定解除審査申請書とともに免許課長に送付する。

2 免許課長の措置

免許課長は、試験課長から送付された限定解除審査申請書に基づいて運転者管理システムによる登録を行い、当該限定解除審査申請書及び運転免許証を試験課長に返送するものとする。

3 警察署長の措置

警察署長（鴻巣警察署長を除く。以下この第7から第22までにおいて同じ。）は、次により眼鏡等を使用すべきこととする条件変更の審査及び運転者管理システムによる登録を行うものとする。

(1) 免許の条件変更の審査申請書の受理

眼鏡等を使用すべきこととする免許の条件変更の審査を受けようとする者から、限定解除審査申請書を受理するときは、次により行う。

ア 限定解除審査申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。

イ 現有免許証の提示を求め、当該現有免許証の表裏の写しを限定解除審査申請書に貼付すること。

(2) 免許の条件変更の審査

免許の条件変更の審査は、第3(2)(イ(イ)、(エ)及び(ウ)を除く。)に準じて実施する。

(3) 審査結果の発表等

ア 審査結果の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

限定解除審査申請書の所定の欄に視力等を記載し、合格者の現有免許証を提出させること。

(4) 登録等

運転者管理システムによる登録を行い、限定解除審査申請書は試験課長に送付するものとする。

4 運転免許証の返却

試験課長又は警察署長は、合格者から提出させた現有免許証の備考欄に変更した条件を記載して合格者に返却するものとする。

第7の2 免許のサポートカー限定条件の付与

免許課長及び警察署長は、次により免許のサポートカー限定条件付与を行うものとする。

(1) 免許のサポートカー限定条件付与申請の受理

免許のサポートカー限定条件付与を申請する者から、細則別記様式第14の2の12の運転免許条件申請書（以下「免許条件申請書」という。）を受理するときは、次により行う。

ア 免許条件申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時及び場所において受理すること。

イ 現有免許証の提示を求め、当該現有免許証の表裏を免許条件申請書に複写すること。

(2) 登録等

運転者管理システムによる条件登録を行うこと。この場合において、警察署長は、免許課長に登録を依頼するとともに、当該免許条件申請書を免許課長に送付すること。

第7の3 免許のサポートカー限定条件の変更

1 試験課長の措置

試験課長は、次により免許のサポートカー限定条件変更審査を行うものとする。

(1) 免許のサポートカー限定条件変更申請の受理

免許のサポートカー限定条件変更審査を受けようとする者から、免許条件申請書を受理するときは、次により行う。

ア 免許条件申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時及び場所において受理すること。

イ 現有免許証の提示を求め、当該現有免許証の表裏を免許条件申請書に複写すること。

(2) 免許のサポートカー限定条件変更審査の実施

免許のサポートカー限定条件変更審査は、第5の1(1)から(6)までに準じて実施する。

(3) 審査結果の発表等

ア 審査結果の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

免許条件申請書の所定の欄に合格印を押印し、合格者に現有免許証を提出させ、免許条件申請書とともに免許課長に送付する。

2 免許課長の措置

免許課長は、試験課長から送付された審査済の免許条件申請書に基づいて、運転者管理システムによる登録を行い、当該免許条件申請書及び現有免許証を試験課長に返送するものとする。

3 運転免許証の返却等

試験課長は、免許課長から返送を受けた合格者の現有免許証の備考欄に変更した条件等必要事項を記載し、合格者に返却するものとする。

第8 緊急自動車の運転資格審査

試験課長は、次により緊急自動車の運転資格審査（以下「資格審査」という。）を行うものとする。

(1) 申請の受理

資格審査を受けようとする者から審査の申請があったときは、緊急自動車運転資格審査申請書（様式第5号。以下「資格審査申請書」という。）により受理する。

(2) 資格審査の実施

資格審査は、別に定めるところにより行う。

(3) 資格審査結果の発表等

ア 資格審査結果の発表

口頭により行うこと。

イ 合格者に対する措置

資格審査申請書の所定の欄に合格印を押印するとともに、運転免許証の備考欄に資格審査に合格した旨及びその年月日を記載すること。

ウ 不合格者に対する措置

資格審査申請書の所定の欄に不合格印を押印するとともに、次回の申請の方法を説明すること。

第9 外国免許の確認等

試験課長は、免許を受けようとする者が外国免許を有する者であるときは、法第97条の2第3項の規定による外国免許に係る自動車等を運転することに支障がないことの確認を次により行うものとする。

(1) 経歴に関する質問等

免許申請書等の受理は、第2に準じて行うほか、次により自動車等の運転に関する経歴等の質問を行う。

ア 外国免許に係る運転免許証（以下「外国免許証」という。）及び翻訳文を確認するとともに、申請者に対して自動車等の運転に関する経歴等の質問を行い、外国免許証が真正かつ有効期間内のものであることを確認すること。

イ 外国免許を受けた後、当該外国に滞在していた期間が通算して3月以上であることを旅券等で確認すること。

(2) 知識に関する質問及び実技の実施

知識に関する質問及び実技の実施は、令第34条の4に定めるところにより、それぞれ必要な方法で行う。

(3) 申請者に対する教示等

外国免許の確認の結果、試験の一部免除を行わないときは、受験者にその理由を教示する。

(4) 実技の実施日時指定

円滑な実技の実施を図るため、必要があるときは、第2(3)に準じて実施日時を指定する。この場合、外国免許実技確認日指定票（様式第6号）を交付する。

第10 不正受験者等に対する措置

試験課長は、不正の手段によって試験等を受け、又は受けようとした者を発見したときは、次の措置を講じるものとする。

(1) 試験等の停止等

直ちにその者の試験等を停止し、必要な関係書類の提出を求めるとともに、事情聴取を行う。

(2) 合格決定取消し

合格の決定を取り消すときは、埼玉県行政手続条例の規定に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成8年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「聴聞規則」という。）に規定する手続により、聴聞を行う。

なお、合格決定の取消しは、細則別記様式第15の運転免許試験合格決定の取消通知書を交付して行う。

(3) 受験等の停止

(1)の規定により、試験等の停止を行った者に対して1年以内の期間を定めて受験等の停止をするときは、聴聞規則に規定する手続により、弁明の機会を付与する。

なお、受験等停止期間等の通知は、細則別記様式第16の運転免許試験受験停止通知書を交付して行う。

(4) 審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示

試験課長は、合格決定の取消し及び受験等の停止処分を執行した際は、審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示書（様式第6号の2）を交付して教示する。

第11 試験問題の作成、保管

試験課長は、次により学科試験の試験問題を作成し、保管するものとする。

(1) 試験問題の作成

ア 試験問題は、正誤式とし、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に基づき、免許の種類に応じて作成すること。

イ 小型特殊自動車免許及び原付免許の学科試験の問題数は48問、仮免許の学科試験の問題数は50問とし、その他は95問とすること。

ウ 試験問題は、法令の改正等に応じて、適宜変更し、問題の適正化に努めること。

(2) 試験問題の保管

試験問題は、施錠のできる専用のロッカーに保管して適切な管理に努め、紛失、内容の漏えい等の防止に万全を期すること。

第3章 運転免許証等

第12 運転免許証等の作成、交付等

1 運転免許証

(1) 作成

免許課長は、試験（仮免許の試験を除く。）の合格者（大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪免許又は原付免許試験に合格し、法第90条の2第1項に規定する講習を受講すべき者が受講していない場合を除く。以下「試験合格者」という。）の運転免許証を次により作成するものとする。

ア 運転者管理システムにより必要な登録を行うこと。この場合において、免許の拒否、保留、取消し又は効力の停止が判明したときは、交通部運転免許本部運転管理課長（以下「管理課長」という。）に速報すること。

また、試験合格者が第2(1)サに該当し、当該外国を出国後6月以内に運転免許を取得したときは、運転者管理システムによる初心終了年月日の修正登録を行うこと。

イ 優良運転者については運転免許証の有効期間欄がゴールドのもの、初めて運転免許を受けた者については運転免許証の有効期間欄が緑色のもの、それ以外の者については運転免許証の有効期間欄が青色のものによりそれぞれ運転免許証を作成すること。

ウ 写真撮影に際しては、あらかじめ運転者管理システムにより運転免許証記載事項確認書（様式第7号）を作成し、試験合格者に免許申請書等を照合させ、記載事項等に誤りのないことを確認させること。

エ 運転免許申請書をファイリングシステムにより登録し、試験合格者本人であることを確認した上で、写真撮影を行うこと。

オ 写真撮影後、本籍（外国人にあつては国籍等。以下この第12、第13、第20、第22及び第26において同じ。）等を印字した用紙（以下「本籍等控」という。）を試験合格者に交付し、氏名、生年月日、本籍、住所及び暗証番号を確認させること。

カ 免許証読取り装置により運転免許証に内蔵された半導体集積回路（以下「ICチップ」という。）に記録した事項を確認すること。

キ 免許の条件等記載事項を確認するとともに、運転免許証表面のきず、文字のかすれ等を点検し、異常のないことを確認すること。

(2) 交付

免許課長は、次により運転免許証の交付等を行うこと。

ア 運転免許証は、原則として試験の合格日に交付すること。

イ 運転免許証の交付を受けようとする者から、運転免許証交付手数料納入書（様式第8号）を提出させること。

ウ 現に免許を受けており、これと異なる種類の免許を新たに取得した者に対して、運転免許証を交付するときは、現有免許証と引換えに行うこと。ただし、亡失、滅失等の理由により現有免許証の返納を受けられないときは、運転免許証の再交付を受けさせた後に、当該運転免許証と引換えに行うこと。

エ 法 90 条の 2 第 1 項に規定する講習を受けていない者の運転免許証は、試験課長から、当該講習を受講した旨の通知があった日以降に交付すること。

オ 免許を保留された者について、免許の保留期間が満了したときは、管理課長の要求により運転免許証を作成し、管理課長に送付すること。

(3) 未交付免許証の取扱い

交付できなかった運転免許証（以下「未交付免許証」という。）については、次により取り扱うこと。

ア 運転者管理システムにより免許データを速やかに抹消登録すること。

イ 未交付免許証を交付することとなった場合は、アにより抹消登録した免許データを運転者管理システムにより再度登録の上、運転免許証交付手数料納入書及び現に免許を受けている場合の現有免許証と引換えに交付すること。

(4) 運転免許証作成用基体の保管

運転免許証作成用基体（運転免許証の必要事項、顔写真等を印刷する前の台紙をいう。）は、施錠できるロッカーに保管すること。

2 仮運転免許証

(1) 試験課長の措置

試験課長は、仮免許の試験の合格者に対し、次により仮運転免許証の作成、交付等を行うものとする。

ア 仮運転免許証は、合格日に交付すること。

イ 仮運転免許証には、埼玉県警察公印規程（昭和 38 年埼玉県警察本部訓令第 14 号）別表に規定する公印（本部長印（仮免許）及び本部長印刻印）を用いるものとする。

ウ 仮運転免許証には、あらかじめ本部長印（仮免許）の印影を所定の箇所に印刷しておくこと。

エ 仮運転免許証に必要事項を記載したうえ、提出写真を貼付し、本部長刻印により、仮運転免許証と写真を契印すること。

オ 仮運転免許証の交付を受けようとする者から、運転免許証交付手数料納入書を提出させること。

(2) 免許課長及び警察署長の措置

免許課長及び警察署長は、県内指定自動車教習所の管理者から、当該教習所の教習生に係る仮免許の申請書を受理するときは、次により処理するものとする。

ア 仮免許の申請書及び添付書類並びに仮運転免許証の記載内容を確認すること。

イ 本部長刻印により、仮運転免許証と貼付写真を契印すること。

ウ 仮運転免許証は、管理者に一括交付すること。

エ 仮免許の申請書及び添付書類（免許課長が受理したものを除く。）は、仮運転免許申請書送付書（様式第9号）により速やかに免許課長に送付すること。

(3) 免許課長の措置

免許課長は、合格者のデータについて、運転者管理システムによる仮免許登録を行うものとする。

第13 運転免許証の更新

免許課長及び警察署長は、運転免許証の更新又は更新期間前における運転免許証の更新（以下「期間前更新」という。）を受けようとする者（以下「更新申請者」という。）から、細則別記様式第25の2又は細則別記様式第25の2の2の運転免許証更新・講習受講申請書（以下「更新申請書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

1 運転免許センター等における取扱い

免許課長は、埼玉県警察運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び埼玉県警察再交付・国外運転免許センター（運転免許証及び仮運転免許証の再交付並びに国外免許証の発給及びこれに伴う期間前更新等に関する事務を行うため、さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5に置く施設をいう。）（以下これらを「運転免許センター等」という。）において、次により行うものとする。

(1) 更新申請者の有効期間満了日の年齢が70歳未満の場合（(3)の場合を除く。）

ア 更新申請書は、埼玉県公安委員会が定め、告示した日時において受理すること。

イ 更新申請者に現有免許証を提示させ、当該運転免許証の表裏を細則別記様式第25の2の更新申請書に複写すること。

ウ 現有免許証を提示できない次の場合は、細則別記様式第25の2の2の更新申請書に運転免許証の記載事項を記入させること。

(7) 免許の効力を停止されている場合

- (イ) 再交付手続と同時に更新手続を行う場合
- エ 運転者管理システム又は更新申請者が持参する法第 101 条第 3 項に規定する書面（以下「更新通知書」という。）により講習区分を確認し、更新申請書の講習区分欄に明記すること。
- オ 更新申請者が更新時講習の代わりとなる講習を受講している場合は、次の書類の提出を求め、確認の上、受理すること。
- (ア) 運転者講習規則別記様式第 2 号の特定任意講習終了証明書（申請をする日前 6 月以内に受けたものに限る。以下「特定講習終了書」という。）
- (イ) 認定教育規則別記様式第 1 号の運転免許取得者等教育（更新時講習同等）終了証明書（申請をする日前 6 月以内に受けたものに限る。以下「取得者等教育終了書」という。）
- カ 更新申請書の記載事項と運転免許証の記載事項とを照合するとともに、更新申請者の本人確認を実施すること。
- キ 免許の効力を停止されている場合は、第 27 の 1 (3) イからエまでに規定する運転免許停止処分書を確認すること。
- ク 再交付手続と同時に更新手続を行う場合は、再交付申請書の写しを確認すること。
- ケ 期間前更新の場合は、母子健康手帳その他期間前更新を必要とする事実を証明する書類の提示を求め、確認し、更新申請書の余白に「期間前」と表示すること。
- コ 更新申請書の暗証番号欄に記載していない更新申請者に対しては、暗証番号についての説明を行い、暗証番号を設定するよう教示すること。この場合において、説明によっても暗証番号の設定に応じない更新申請者については、更新申請書に説明を受けた旨の記載及び署名を求めること。
- サ 更新申請と同時に運転免許証の記載事項の変更の届出があった場合は、次に掲げる変更内容に応じ、それぞれ定める当該事実を証明する書類の提示又は提出を求め、これを確認し、変更がある場合は更新申請書の余白に「記変」と表示すること。
- (ア) 本籍、氏名（住民票に記載されている通称名の追記又は当該通称名の変更を含む。）又は生年月日 住民票の写し（本籍が記載されたもの）。ただし、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の適用を受けない者の場合は旅券又は在留資格を確かめるに足りるもの（以下「旅券等」という。）。

(イ) 住所 住民票の写し、健康保険被保険者証又は公的機関若しくはこれに準じる機関が変更届出者若しくはその家族に対して郵送又は交付したもので、変更届出者の氏名及び住所を確認できるもの

シ 適性検査は、色彩識別能力検査を除き、第3(2)に準じて実施し、次により措置すること。

(ア) 適性検査の結果、免許の条件を新たに付し、又は付されている免許の条件を変更することにより合格基準に達するときは、更新申請書の余白に「条件付加」、「条件変更」又は「条件解除」と表示すること。

(イ) 運動能力障害、精神病等の疑いのある者を発見したときは、埼玉県警察安全運転相談等事務処理要領（令和4年試第559号。以下「安全運転相談等事務処理要領」という。）第9の規定により、更新申請書の写しを添えて試験課長に引き継ぐこと。この場合において、統合失調症、てんかん、再発性の失神、無自覚性の低血糖症等の疑いのある者を発見したときは、当該更新申請者に確認書（様式第11号）の内容を確認させた上で、署名させること。

(ウ) 前記(イ)において安全運転相談等事務処理要領第4の1(2)に該当する者が、運転免許証の有効期間満了日までに臨時適性検査を受検できないときは、現有免許証の備考欄に「更新手続中」と記載し、有効期間の延長措置をとること。この場合において、有効期間の満了日は、現有免許証の有効期間満了日からおおむね35日後の日（休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たる場合はその翌業務日）とすること。

ス 質問票の交付は更新申請書を提出しようとする者全てに対して行い、その取扱いについては、次の事項に留意すること。

(ア) 窓口等において質問票が周囲から見られないようにすること。

(イ) 質問票に関する会話が周囲に聞き取られないようにすること。

(ウ) (ア)及び(イ)の対応が困難であると認められるとき又は病状等について更に詳しく聴取する必要があるときは、場所を変えて聴取すること。この場合において、その誘導方法等に配慮すること。

(エ) 更新申請者に対し、記載漏れ及び誤記の有無を確認した後に受理すること。

- (ホ) 更新申請者が誤記等を理由に訂正を申し出た場合は、更新申請者の面前において、誤記等に係る質問票中央に「誤記」と記載した上で新たな質問票を交付し、改めて記載させること。
 - (カ) 記載漏れについては、更新申請者に是正を求め、これに応じない場合は、当該運転免許証更新手続を打ち切ること。
- セ 免許の条件、記載事項変更等の入力項目について審査し、運転者管理システムによる免許の更新登録を行うこと。
- ソ 更新登録により警察署等別照会番号一覧表（別記第1）に基づく交付日ごとの照会番号が取得できるので、更新申請書に交付年月日とともに必要により記載すること。
- (ア) 更新申請書に「仮受付」と表示されているときは、有効期間満了日を交付日とし、その日の最終照会番号の次の番号を照会番号として登録すること。
 - (イ) 更新申請者が大型自動二輪免許又は普通自動二輪免許を所持している場合は、運転者管理システムにより自動二輪車に係る運転経歴を確認し、3年に満たないときは運転免許証裏面備考欄に取得日を記入すること。
- タ 運転者等講習に関する規程（平成29年埼玉県公安委員会規程第6号）別記様式第43の更新時講習受講票（免許証引換書）（以下「講習受講票」という。）を更新申請者に交付すること。
- チ 第12の1(1)（ア及びウを除く。）の規定は、運転免許証の作成について準用する。この場合において、第12の1(1)中「運転免許申請書」とあるのは「更新申請書」と、「試験合格者」とあるのは「更新申請者」と読み替えるものとする。
- ツ 運転免許証の交付は、次により取り扱うこと。
- (ア) 運転免許証は、原則として更新申請者（免許の効力を停止されているものを除く。）が、適性検査に合格した日に、講習受講票と引換えに交付すること。
なお、特定講習終了書又は取得者等教育終了書は、講習受講票に添付して提出させること。
 - (イ) 旧運転免許証は、四隅又は下隅2か所に穴をあけ、更新申請者に返還すること。
 - (ウ) 更新申請者が、旧運転免許証を不要として提出したときは、回収し、速やかに裁断すること。

(エ) 免許の効力を停止されている者の運転免許証については、第 27 の 1 (3) イからエまでに規定する運転免許停止処分書の写しを添付し、速やかに管理課長に引き継ぐこと。

(2) 更新申請者の有効期間満了日の年齢が 70 歳以上の場合（(3)の場合を除く。）

有効期間満了日の年齢が 70 歳以上の者の更新申請については、(1)の規定を準用するほか、更新申請者に規則別記様式第 22 の 10 の 7 の高齢者講習終了証明書、運転者講習規則別記様式第 3 号の特定任意高齢者講習終了証明書（有効期間満了日（期間前更新者にあつては、当該申請をする日）前 6 月以内に受けたものに限る。）又は認定教育規則別記様式第 2 号の取得者等教育（高齢者講習同等）終了証明書（以下「高齢者講習等終了書」という。）を提出させ、確認し、更新申請書の余白に「高齢」と表示し、受理すること。この場合において、更新申請者の有効期間満了日の年齢が 75 歳以上であるときは、前記の証明書のほか、認知機能検査を受けた者にあつては道路交通法施行規則第 26 条の 3 第 2 項に規定する書類又は認定検査規則第 9 条第 1 号に規定する書類、運転技能検査を受けた者にあつては道路交通法施行規則第 26 条の 5 第 6 項に規定する書類又は認定検査規則第 9 条第 2 号に規定する書類を併せて提出させること。

(3) 有効期間満了日の年齢にかかわらず、更新申請者（第 14 の 1 に規定する県内経由申請をする者を除く。）が持参した運転免許証用写真により更新する場合

ア 更新予定日の前日までの午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間、次に掲げる者を除き、電話により予約を受け付けるとともに、更新予約受付表（様式第 16 号の 2）に登載すること。

(ア) 予約日時点において免許の効力を停止されている更新申請者

(イ) 第 16 に規定する仮受付を前提とする更新申請者

(ウ) 第 20 の 1 に規定する再交付と同時に行う更新申請者

イ 更新申請者が持参した写真による更新については、(1)（キ、ク、ソ(ア)、チ及びツ(エ)を除く。）又は(2)の規定を準用するほか、現有免許証及び運転免許証用写真を提出させ、申請者本人であること及び当該運転免許証用写真が規則の基準に適合するか審査すること。

なお、運転免許証用写真が適合しない場合は、適合する写真を再度提出させること。

ウ 運転免許証用写真が適合した場合は、運転免許証用写真台紙（様式第 16 号の 3）に貼付すること。

エ 更新申請書をファイリングシステムにより登録すること。

オ 運転免許証の作成については、ウの運転免許証用写真台紙を使用し、第 12 の 1 (1) イ、カ及びキの規定を準用するとともに、本籍等控を印字すること。

2 警察署における取扱い

警察署長は、次により行うものとする。

(1) 更新申請者の有効期間満了日の年齢が 70 歳未満の場合

警察署において行う事務については、1 (1) (ウ(イ)、ク及びツ(ウ)を除く。)の規定を準用するほか、次により取り扱うこと。

ア 更新申請書は、優良運転者講習及び一般運転者講習の対象者並びに 1 (1) オの書類を提出した者の場合に受理すること。

イ 更新申請者が、現有免許証を不要として提出したときは、回収し、速やかに免許課長に送付すること。

ウ 更新に係る事務が終了した更新申請書は、速やかに免許課長に送付すること。

(2) 更新申請者の有効期間満了日の年齢が 70 歳以上の場合

1 ((1)ウ(イ)、ク及びツ(ウ)を除く。)並びに 2 (1)イ及びウの規定は、警察署において行う事務について準用する。

3 運転免許証の更新通知

免許課長は、更新通知書を次により作成し、運転免許証の更新予定者の届出住所地に送付するものとする。この場合において、受取人不在等で返送されたときは、再送付しないものとする。

(1) 更新通知書の記載事項

更新通知書は、記載面を秘匿した形式の郵便葉書とし、次の事項を記載する。

ア 現に免許を受けている者の特定に係る事項

氏名、免許証番号

イ 免許の更新を受けるために必要な事項

更新期間、更新場所、更新時講習の区分、手数料額等

(2) 更新通知書の管理

運転者管理システムにより運転免許証更新通知書発送簿（優良運転者等）（様式第 17 号）及び運転免許証更新通知書発送簿（違反運転者等）（様式第 18 号）を出力し、管理する。

第 14 更新の申請の特例

免許課長は、法第 101 条の 2 の 2 第 1 項の規定により更新者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して行う運転免許証の更新申請（以下「経由申請」という。）については、次により取り扱うものとする。

1 県内経由申請

住所地が埼玉県以外である申請者（以下「経由申請者」という。）から、規則別記様式第 18 の運転免許証更新申請書（以下「経由更新申請書」という。）及び規則別記様式第 18 の 3 の経由申請書の提出を受けたときは、次により処理する。

(1) 受理

経由更新申請書及び経由申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。

(2) 経由申請できることの確認

現有免許証及び更新通知書等の提示を求め、次の各項目に該当し、経由申請をすることができる者であることを確認すること。

ア 更新を受ける日において優良運転者に該当する者であること。

なお、更新通知書を持参しない者については、運転者管理システムにより優良運転者であることを確認し、経由申請者の利便を図る措置を講ずること。

イ 経由申請できる期間（現有免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の 1 月前から当該誕生日まで）内であること。

ウ 免許に法 91 条に規定する身体の状態に応じた条件（眼鏡又は補聴器の使用を除く。）が付されていない者であること。

エ 現有免許証の記載事項変更届出又は再交付申請が伴わないこと。

(3) 申請書面の審査等

ア 現有免許証、経由更新申請書及び経由申請書と照合し、経由申請者本人であることを確認すること。

イ 経路更新申請書に、運転免許証用写真が貼付されていること及び経路申請者の住所地の経路更新手数料である道府県収入証紙が貼付され、又は免許証更新手数料納入通知書が添付されていることを確認すること。

なお、経路更新手数料を超過した道府県収入証紙が貼付されている場合は、所有権放棄書を提出させること。この場合において、超過分を還付する道府県があることから経路申請者に教示すること。

ウ 経路申請書に、経路申請手数料である埼玉県収入証紙（以下「県証紙」という。）が貼付されていることを確認すること。

エ 添付された更新時講習の免除に係る高齢者講習等終了書に疑義がある場合は、受理の可否を確認すること。

オ 経路更新申請書の病気の症状等の申告欄の取扱いは第 13 の 1 (1) スにより行うこと。

なお、一定の項目についての申告がある場合は、住所地公安委員会から病気の症状等について聴取されることを経路申請者に教示すること。

(4) 適性検査等の実施

ア 適性検査は、第 13 の 1 (1) シにより実施すること。

イ アにより実施した適性検査の結果については、規則別記様式第 18 の 4 の適性検査結果通知書（以下「検査結果通知書」という。）に記載すること。この場合、適性検査による更新の可否の判断は行わないこと。

ウ 適性検査の結果、合格基準に達していないと認められる場合は、住所地公安委員会から改めて適性検査を受けるべき旨の通知がなされること等その後の手続について教示すること。

なお、適性検査結果に疑義があると認められる場合は、相当期間、検査結果通知書等の写しを保管するなど、適性検査の実施状況を明らかにしておくこと。

(5) 更新時講習の実施

ア 更新時講習（優良運転者講習）の受講を申し出た場合は、経路申請書の所定の欄に更新時講習受講手数料である県証紙を貼付させ、これを受講させること。

イ アの更新時講習を受講し、又は更新時講習が免除される場合は、経路更新申請書下欄の更新時講習受講済通知欄に受講者の氏名を記載した上、講習終了済の印又は講習免除の印を押印すること。

(6) 現有免許証の返還

提出を受けた現有免許証の備考欄に次により押印し、日付を記入したうえ、経由申請者にこれを返還すること。

経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と
引換えに住所地公安委員会に提出してください。
年 月 日 埼玉県公安委員会

(7) 経由申請新免許証の交付説明

ア 経由申請により更新された新しい運転免許証（以下「経由申請新免許証」という。）の交付予定時期（経由申請した日から起算して3週間を経過した日以降に住所地公安委員会から交付）、経由申請に関する照会先等について説明すること。

イ 経由申請新免許証は代理人による交付を受けられること及び代理受領（郵送交付）の制度があることを教示すること。

(8) 関係書面の送付

経由更新申請書は、運転免許更新申請書送付書（様式第18号の2）に、運転免許証用写真、規則第29条第4項各号に掲げる書類及び検査結果通知書を添付して、速やかに住所地公安委員会に送付すること。

2 県外経由申請

埼玉県外の経由地公安委員会から、経由更新申請書等を受理した場合は、次により処理する。

(1) 受理書類の確認

受理した書類は、速やかに点検を行い、所定の書面、申請手数料の過不足、更新時講習の受講等の有無を確認すること。

なお、書面の不備、記載漏れ等があった場合は、速やかに経由地公安委員会又は経由申請者に所要の照会等を行い、更新手続に必要な補完措置をとること。

(2) 適性検査

ア 適性検査結果通知書に基づき、適性検査の合否を決定すること。

イ アで適性検査の合否を判断することができないときは、経由申請者に封書による再適性検査通知書（様式第 18 号の 3）を送付し、改めて適性検査を実施してから更新の可否を決定すること。

ウ 運動能力障害、精神病等の疑いのある者を発見したときは、安全運転相談等事務処理要領第 9 の規定により、試験課長に引き継ぐこと。

(3) 経由更新申請書の登録

経由更新申請書の登録は、第 13 の 1 (1)セにより行うこと。

(4) 経由申請新免許証の作成

ア 経由申請新免許証に記載する交付年月日は、経由地公安委員会から送付を受けた適性検査結果通知書等により経由申請者が自動車等を運転することに支障がないと認めた日以降とすること。

イ 経由申請新免許証は、経由更新申請書に添付された運転免許証用写真を使用して作成すること。

ウ 経由申請新免許証を作成した場合は、運転免許証未交付簿（様式第 18 号の 3 の 2）に記載するとともに、交付手続を開始する日まで本籍等控と共に、施錠できるロッカーにおいて保管管理すること。

(5) 経由申請新免許証の交付等

ア 経由申請新免許証は、イによる場合を除き、本籍等控と共に、現有免許証と引換えに交付すること。

なお、交付予定期間内に経由申請新免許証を交付することができなかった場合は、当該経由申請新免許証の有効期限まで本籍等控と共に、施錠できるロッカーにおいて保管管理すること。

イ 経由申請新免許証について、埼玉県公安委員会と運転免許証の代理受領（郵送）に係る協定を締結した団体（以下「協定締結団体」という。）からの代理受領の申出を受理したときは、代理受領運転免許証等交付書（様式第 18 号の 4）に経由申請新免許証を添えて、協定締結団体に送付し、受領書を徴すること。

ウ 協定締結団体に送付した経由申請新免許証を、申請者に交付できなかった場合は、速やかに協定締結団体から返還を受けること。この場合において、運転免許証未交付簿に記載するとともに、施錠できるロッカーにおいて保管管理すること。

第 15 審査請求の教示

免許課長及び警察署長は、次により審査請求及び取消訴訟の提起の教示を行うこと。

(1) 教示の対象者

ア 法第 92 条の 2 の一般運転者又は違反運転者等の区分による更新を受けた者（以下「非優良運転者」という。）

イ 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する特定失効者であって、特定失効者に対する講習を非優良運転者の区分による講習として受けたもののうち、法第 92 条の 2 第 1 項の表の備考四に規定するものに該当すると公安委員会が認定しなかったもの

ウ 法第 101 条の 2 の規定により期間前更新をしたものであって、非優良運転者の区分による更新を受けたもの

(2) 書面による教示

(1)の対象者については、優良運転者の区分による講習を受けた者に比べ、運転免許証の有効期間、更新時講習の区分及び経由申請の可否において法令上不利益に取り扱われることから、当該更新処分につき審査請求及び取消訴訟を提起することができる旨を教示書（様式 19 号）を交付して教示すること。

(3) 教示書の交付時期

教示書の交付は、運転免許証の交付時に行うこと。

第 16 仮受付

免許課長及び警察署長は、免許更新を希望する者が運転免許証の有効期間の末日の埼玉県公安委員会が告示した受付時間終了後に来庁した場合に、その日の受付時間内に更新申請があったものとみなして行う受付（以下「仮受付」という。）は、次により取り扱うこと。

1 運転免許証更新仮受付票の交付

仮受付該当者には、更新日時（有効期間の末日の翌業務日午前 11 時まで）と場所を指定し、運転免許証更新仮受付票（様式第 20 号）を交付すること。この場合において、仮受付該当者の講習区分が判明しないときは運転免許センターを更新場所に指定すること。

2 仮受付票での運転不可についての教示

仮受付該当者には有効期間の末日の翌日以降は、無免許となることを教示すること。

3 仮受付した場合の更新

仮受付した場合の更新受付は、運転免許証更新仮受付票を提出させ、確認し、更新申請書の余白に「仮受付」と表示するほか、第13の1又は2により行うこと。

第17 削除

第18 申請による免許の取消し等

免許課長及び警察署長は、免許の取消しの申請又は申請による免許の取消しと併せて他の種類の免許を受けたい旨の申出（以下この第18において「申出」という。）をしようとする者（以下「免許取消申請者」という。）又は免許取消申請者が委任した者（以下「免許取消申請受任者」という。）から、細則別記様式第14の2の11の運転免許証取消申請書（以下「免許取消申請書」という。）の提出を受けたときは、次により免許の取消しに係る事務を行うものとする。

1 受理

(1) 免許取消申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。ただし、免許取消申請受任者による免許の取消しの申請は、次に掲げる要件を全て満たす場合に受理すること。

ア 免許取消申請者が病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続を行うことができないこと。

イ 電話等により免許取消申請者本人の意思確認ができること。

ウ 免許の全てを取り消す申請であり、現有免許証の提示ができること。

エ 免許取消申請受任者が免許取消申請者の親族その他これに代わる者であること。

(2) 免許取消申請受任者から申出を受理する場合は、免許取消申請者本人の意思により作成した委任状・申立書（様式第20号の2。以下「委任状・申立書」という。）及び免許取消申請受任者に係る身分証明書、住民票の写し、免許取消申請者が入院（所）する施設等の職員であることを証明する書類等により、(1)ただし書きの要件を満たしていることを確認するとともに、当該書類等を複写し、免許取消申請書に添付すること。

(3) 免許取消申請者に現有免許証を提示させ、免許取消申請者の本人確認を行い、又は、免許取消受任者に免許取消申請者の現有免許証を提示させ、当該現有免許証の表裏を免許取消申請書に複写すること。

- (4) 免許取消申請者が現有免許証を提示できない場合は、第 20 の 1 (1) の運転免許証の再交付手続を行い、当該手続において本人確認を行うこと。この場合において、再交付に係る申請書に県証紙の貼付を要しない。
- (5) 免許取消申請者に対し、免許の取消しの意思を確認するとともに、免許を取り消した後、取消し前の状態に免許を戻すことができないことを説明すること。

なお、免許取消申請受任者から申出を受理する場合は、免許を取り消した後、取消し前の状態に免許を戻すことができないことについて免許取消申請者が承諾していることを、委任状・申請書及び電話等により確認すること。
- (6) 免許取消申請者に対する適性検査を行わないこと。ただし、法第 102 条及び令第 37 条の 7 に該当する場合を除く。
- (7) 免許の一部取消しを申請しようとする者から、申出を受けたときは、令第 39 条の 2 の 3 に規定する免許の取消しの際に受けることができる免許の種類を確認すること。
- (8) 運転者管理システムにより、令第 39 条の 2 の 4 に規定する免許の取消し基準に該当することを確認すること。
- (9) 運転者管理システムにより、申請に基づく免許取消し登録を行い、年間通し番号の処分番号を取得すること。
- (10) 免許の一部取消しを除き、規則別記様式第 19 の 3 の 9 の申請による運転免許の取消通知書（以下「免許取消通知書」という。）に処分番号を記載の上、交付して現有免許証の返納を受けること。
- (11) 免許取消通知書を交付したときは、法第 104 条の 4 第 5 項の規定に基づく運転経歴証明書の交付申請の希望の有無を確認するとともに、当該証明書の申請期間等について教示すること。
- (12) 免許取消申請者が返納した運転免許証の取扱いについては、第 13 の 1 (1) ツ(イ)及び(ウ)の規定を準用すること。

2 運転免許証の作成等

第 12 の 1 (1) エからキまでの規定は、免許の一部取消しをした場合において、なお受けているほかの種類に免許に係る運転免許証又は申出に係る運転免許証の作成について準用する。この場合において、第 12 の 1 (1) 中「運転免許申請書」とあるのは「免許取消申請書」と、「試験合格者」とあるのは「免許取消申請者」と読み替えるものとする。

3 運転免許証の交付

運転免許証を交付するときは、免許取消申請書と運転免許証とを照合し、取り消した免許の種類、受けた他の免許の種類及び交付年月日を確認すること。

4 免許取消申請書の送付

警察署長は、免許の取消しに係る事務が終了した免許取消申請書を速やかに免許課長に送付すること。

第19 運転経歴証明書

免許課長及び警察署長は、運転経歴証明書の交付の申請をしようとする者（以下「証明申請者」という。）又は証明申請者が委任した者（以下「証明申請受任者」という。）から、細則別記様式第14の2の9の運転経歴証明書交付申請書（以下「同日証明申請書」という。）又は別記様式第14の2の10の運転経歴証明書交付申請書（以下「後日証明申請書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

1 運転免許センターにおける取扱い

免許課長は、次により運転経歴証明書の作成、交付等を行うものとする。

(1) 受理

ア 同日証明申請書及び後日証明申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。ただし、証明申請受任者による運転経歴証明書の交付の申請は、次に掲げる要件を満たす場合に受理すること。

(ア) 証明申請者が病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続を行うことができないこと。

(イ) 電話等により証明申請者の意思確認ができること。

(ウ) 証明申請受任者が証明申請者の親族その他これに代わる者であること。

(エ) 同日証明申請書に添付されている写真が、申請により取り消した免許の顔写真との照合により、証明申請者本人のものであることに疑義がないこと。

(オ) 後日証明申請書に添付されている写真が、ファイリングシステムに登録された顔画像等との照合により、証明申請者本人のものであることに疑義がないこと。

イ 証明申請受任者から申請を受理する場合は、第18の1(2)に準じて確認するとともに、規則の基準に適合する運転経歴証明書用写真が添付されていることを確認すること。

ウ 証明申請者又は証明申請受任者から同日証明申請書の提出を受けた場合は、当該同日証明申請書に、申請により取り消した免許に係る運転免許証の表裏を複写すること。

エ 免許の取消しの申請を行った証明申請者から後日証明申請書の提出を受けた場合は、貼付された写真と証明申請者の顔とを照合するほか、免許取消通知書、身分証明書、旅券その他身分を客観的に確認できるものを提示させ、これを複写し、当該後日証明申請書の記載事項と照合するとともに、証明申請者の本人確認を実施すること。

また、後日証明申請書に貼付された写真とファイリングシステムにより登録された証明申請者の顔画像等とを照合すること。

この場合において、他の都道府県公安委員会で免許の取消しの申請を行った証明申請者から後日証明申請書の提出を受けたときは、住民票の写し（本籍が記載されたもの。住民基本台帳法の適用を受けない者の場合は旅券等。以下この第 19、第 20 及び第 22 において同じ。）の提出を求め、従前の住所地の都道府県公安委員会からファイリングシステムにより顔画像等の送付を受けること。

オ 免許が失効した証明申請者から後日証明申請書の提出を受けた場合は、貼付された写真と証明申請者の顔とを照合するほか、失効した運転免許証（持参している場合に限る。）、身分証明書、旅券その他身分を客観的に確認できるものを提示させ、これを複写し、当該後日証明申請書の記載事項と照合するとともに、証明申請者の本人確認を実施すること。

また、後日証明申請書に貼付された写真とファイリングシステムにより登録された証明申請者の顔画像等とを照合すること。

この場合において、失効した運転免許証が他の都道府県公安委員会で発行されたものであるときは、証明申請者から住民票の写しの提出を求め、従前の住所地の都道府県公安委員会からファイリングシステムにより顔画像等の送付を受けること。

なお、証明申請者が失効した運転免許証を持参している場合における当該運転免許証に係る取扱いについては、第 13 の 1 (1) ツ (イ) 及び (ウ) の規定を準用する。

この場合において、証明申請者に当該運転免許証を返還するときは、その備考欄に受理年月日を記載するとともに、「経歴発行」と記載すること。

カ 証明申請受任者から後日証明申請書の提出を受けた場合は、免許取消通知書及び証明申請者本人の意思により作成した委任状・申立書により、証明申請者を確認すること。

キ 証明申請者の氏名又は住所について、申請により取り消した免許に係る運転免許証又は失効した運転免許証からの変更がある場合は、第13の1(1)サ(ア)及び(イ)に掲げる変更内容に応じ、それぞれ定める当該変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めること。

ク 運転者管理システムにより、運転経歴証明書の交付登録を行うこと。

(2) 作成及び交付

ア 同日証明申請書又は後日証明申請書をファイリングシステムにより登録すること。

イ 証明申請者から申請を受けた場合は、証明申請者本人であることを確認した上で、写真撮影を行うこと。

ウ 証明申請受任者から申請を受けた場合は、同日証明申請書又は後日証明申請書に添付された運転経歴証明書用写真を使用し、複写撮影機により作成すること。

エ 運転経歴証明書の記載事項を確認するとともに、表面のきず、文字のかすれ等を点検し、異常のないことを確認した上、交付すること。

オ 運転経歴証明書は、原則として同日証明申請書又は後日証明申請書の受理日に交付すること。

(3) 送付及び郵送

2(2)ア(イ)により、警察署長から同日証明申請書の送付を受けたときは、同日証明申請書をファイリングシステムに登録後、速やかに運転経歴証明書を作成し、証明申請受任者が、後日、警察署の窓口での交付を希望する場合は運転経歴証明書代理申請送付書（様式第20号の3）により、速やかに当該警察署長に送付すること。

また、証明申請受任者が郵送による交付を希望する場合は、証明申請者又は証明申請受任者宛て、速やかに郵送すること。

(4) 回収及び裁断

運転経歴証明書の交付を受けた者から、当該運転経歴証明書の不要の申出等があったときは、回収し、速やかに裁断すること。

2 警察署における取扱い

警察署長は、同日証明申請書の提出を受けた場合は、次により運転経歴証明書の作成、交付等を行うものとする。

(1) 証明申請者からの受理

ア 受理

証明申請者からの同日証明申請書の受理については、前記 1 (1) (アただし書、イ、エ及びオを除く。) の規定を準用すること。

イ 作成及び交付

運転経歴証明書の作成及び交付については、前記 1 (2) (ウを除く。) の規定を準用すること。

ウ 同日証明申請書の送付

警察署長は、運転経歴証明書の交付に係る事務が終了した同日証明申請書を速やかに免許課長に送付すること。

(2) 証明申請受任者からの受理

ア 受理

(ア) 証明申請受任者からの同日証明申請書の受理については、前記 1 (1) (エ及びオを除く。) の規定を準用するとともに、運転経歴証明書代理申請簿 (様式第 20 号の 4) を作成し、運転経歴証明書の交付方法を証明申請受任者に確認すること。

(イ) 受理した同日証明申請書は、運転経歴証明書代理申請送付書により、速やかに免許課長に送付すること。

なお、運転経歴証明書用写真については、運転免許証用写真台紙 (様式第 16 号の 3) に貼付し、送付すること。

(ウ) 証明申請受任者が、警察署窓口における後日交付を希望した場合は、運転経歴証明書交付引換書・受領書 (様式第 20 号の 5) を交付すること。

イ 交付

(ア) 前記 1 (3) により免許課長から送付された運転経歴証明書は、施錠できるロッカー等において保管管理すること。

(イ) 運転経歴証明書は、運転経歴書交付引換書・受領書と引換えに交付すること。

(ウ) 運転経歴証明書交付引換書・受領書に記載した交付予定日から 3 か月を経過する日までに交付できなかったときは、運転経歴証明書を未交付免許証等送付書 (様式第 20 号の 6) により、速やかに免許課長に送付すること。

(3) 回収及び裁断

運転経歴証明書の交付を受けた者から不要の申出等があったときは、回収し、速やかに

裁断すること。

第 20 運転免許証等の再交付

免許課長は、運転免許センター等において、次により運転免許証、仮運転免許証及び運転経歴証明書の再交付に係る事務を行うものとする。

1 運転免許証

(1) 受理

運転免許証の再交付を受けようとする者（以下「再交付申請者」という。）又は再交付申請者が委任した者（以下「再交付申請受任者」という。）から、運転免許証再交付申請書（様式第 21 号）（以下「再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、次により処理する。

ア 再交付申請書は、埼玉県公安委員会が定め、告示した日時において受理すること。

イ 再交付申請書等を次により確認すること。

(ア) 再交付申請については、再交付申請書の表面及び裏面の記載事項を点検するとともに、貼付された写真と再交付申請者の顔とを照合するほか、身分証明書、学生証、旅券その他身分を客観的に確認できるものを提示させること。ただし、記載事項変更の届出又は規則第 21 条第 1 項の規定（以下「記載事項変更時届出等」という。）による再交付申請の場合は、現有免許証による確認で足りるものとする。

(イ) 汚損、破損若しくは記載事項の記録の毀損（以下「汚損等」という。）又は記載事項変更時届出等による再交付申請については、当該申請に係る現有免許証を提出させること。この場合においては、再交付申請書裏面の記入は要しないものとする。

(ウ) 再交付申請者が、記載事項変更の届出を要する者であるときは、第 13 の 1 (1) サ (ア) 及び (イ) に掲げる変更内容に応じそれぞれ定める当該変更の事実を証明する書類の提示又は提出を求めること。この場合において、再交付申請者が県外から県内に住所を変更したものであるときは、住民票の写しの提示を求めること。

(エ) 再交付申請書に貼付された写真とファイリングシステムにより登録された再交付申請者の顔画像等（県外から県内に住所を変更したものであるときは、従前の住所地を管轄する都道府県公安委員会からファイリングシステムにより送付を受けた顔画像等）とを照合すること。ただし、記載事項変更時届出等による再交付申請の場合は、これを省略することができる。

ウ 再交付申請書の右上部余白に、受理日ごとに整理番号を記載すること。

エ 運転者管理システムにより、運転免許証の再交付登録を行うこと。ただし、汚損等又は記載事項変更時届出等による再交付申請については、必要に応じて行うものとする。

オ 再交付申請者が現に国外に滞在し、かつ、再交付申請受任者が再交付申請者の親族である場合は、その申請理由が亡失、滅失又は汚損等であるときに限り、再交付申請を受理するものとする。この場合においては、再交付申請者の旅券の写し等により、再交付申請者が国外に滞在していることを確認するとともに、当該再交付申請者自らが署名した委任状及び住民票又は戸籍謄本並びに再交付申請受任者の身分証明書により、再交付申請受任者を確認するものとする。

(2) 作成

再交付に係る運転免許証の作成は、次により行う。

ア 第12の1(1)イ及びエからキまでの規定を準用する。この場合において、第12の1(1)エ及びオ中「試験合格者」とあるのは「再交付申請者」と読み替えるものとする。

イ 再交付に係る本人確認に当たっては、再交付申請者に氏名及び生年月日を申告させるほか、必要がある場合は、本人でなければ知り得ない事項を申告させる、再交付申請書及びファイリングシステムで出力した従前の顔画像情報等を活用するなどの方法によること。

ウ 運転免許証の備考欄下段に再交付した年月日を記載するほか、再交付申請の理由が汚損等による場合は「汚損等」、記載事項変更時届出等による場合は「記変等」と記載すること。

(3) 交付

再交付に係る運転免許証の交付は、次により行う。

ア 運転免許証は、原則として再交付申請書受付日に交付すること。ただし、再交付申請に不正取得の疑いがある場合は、事務処理を中断し、再交付申請者の住所地に郵便葉書で通知した後、その郵便葉書を持参した場合に交付すること。

イ 交付予定の運転免許証を保管する場合は、施錠できるロッカーにおいて保管管理すること。

2 仮運転免許証

(1) 受理

仮運転免許証の再交付を受けようとする者から再交付申請書の提出を受けたときは、次により処理する。

ア 前記 1 (1)ア、イ(ウ)及びオの規定を準用する。この場合において、前記 1 (1)イ(ウ)及びオ中「再交付申請者」とあるのは「仮運転免許証の再交付を受けようとする者」と、前記 1 (1)オ中「再交付申請受任者」とあるのは「仮運転免許証の再交付を受けようとする者が委任した者」と読み替えるものとする。

イ 再交付申請については、再交付申請書の表面及び裏面の記載事項を点検するとともに、貼付された写真と再交付申請者の顔とを照合するほか、住民票の写し（本籍が記載されたもの。住民基本台帳法の適用を受けない者の場合は旅券等）を提示させ、及び仮運転免許証用写真を提出させること。

ウ 汚損等又は記載事項変更時届出等による再交付申請は、当該申請に係る現有仮免許証を提出させること。

エ 指定自動車教習所において仮運転免許試験に合格した者については、教習原簿の写しを提出させること。

オ 運転免許センターにおいて仮運転免許試験に合格した者については、試験課長から仮運転免許申請書の写しの送付を受けること。

カ 住所地が県外にある者については、現に教習を受けている自動車教習所の所在地が県内である場合に限り、届出自動車教習所教習受講証明書（様式第 22 号）及び当該教習所の教習原簿の写しを提出させること。

キ 他の都道府県警察の運転免許試験場等において仮運転免許試験に合格した者については、仮運転免許証を交付した都道府県警察の主管課長から、仮運転免許申請書の写しの送付を受けること。

(2) 作成

仮運転免許証の作成等は、次により行う。

ア 仮運転免許証に必要事項を記載の上、仮運転免許証用写真を貼付し、本部長刻印により、仮運転免許証と写真を契印すること。

イ 仮運転免許証の備考欄の下段に再交付した年月日を記載し、本部長印（仮免許）を押印すること。

(3) 交付

仮運転免許証の交付は、次により行う。

ア 仮運転免許証は、再交付申請書の受付日に交付すること。

イ 仮運転免許証を交付したときは、仮免許証再交付簿（様式第 23 号）に記載すること。

(4) 疑義のある場合の措置

1 (3)ただし書の規定は、仮運転免許証の再交付について準用する。

3 運転経歴証明書

運転経歴証明書の再交付を受けようとする者（以下「証明書再交付申請者」という。）から、細則別記様式第 14 の 3 の 2 の運転経歴証明書再交付申請書（以下「証明書再交付申請書」という。）の提出を受けたときは、本籍地の変更を除き、1 の規定を準用する。この場合において、1 中「運転免許証」とあるのは「運転経歴証明書」と、「再交付申請書」とあるのは「証明書再交付申請書」と、「現有免許証」とあるのは「現に有する運転経歴証明書」と、「運転免許」とあるのは「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。なお、証明書再交付申請者が、平成 19 年 3 月 31 日以前に申請による取消しをした者であるときは、住民票の写し（本籍が記載されたもの）の提出を求めること。

第 21 国外免許証

免許課長及び警察署長は、国外免許証の交付を受けようとする者（以下「国外免許証申請者」という。）又は国外免許証申請者が委任した者（以下「国外免許証申請受任者」という。）から、規則別記様式第 22 の 8 の国外運転免許証交付申請書（以下「国外免許証申請書」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

1 運転免許センター等における取扱い

免許課長は、次により国外免許証の作成、交付等を行うものとする。

(1) 受理

ア 国外免許証申請書は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。ただし、国外免許証申請者が、既に外国へ渡航している場合で、かつ、国外免許証の申請日において国外免許証申請者の現有免許証の有効期間がおおむね 3 月以上ある場合は、国外免許証申請受任者が国外免許証申請者の親族その他これに代わる者であるときに限り、国外免許証申請書を受理するものとする。

イ 国外免許証申請書等を次により確認すること。

(ア) 現有免許証の提示を求め、当該現有免許証の表裏を国外免許証申請書に複写すること。

(イ) 国外免許証申請書の記載内容と複写した現有免許証の内容を確認するとともに、現有免許証及び提出写真と照合し、国外免許証申請者を確認すること。

(ウ) 旅券、国外出張証明書等により、国外免許証申請者が、国外に渡航すること又は渡航していることを確認すること。

(エ) 国外免許証申請受任者が申請する場合は、国外免許証申請者が自署により署名した委任状及び国外免許証申請受任者の身分証明書により確認すること。

ウ 登録

免許証番号等の入力項目について審査し、運転者管理システムにより登録すること。

エ 免許照会の実施

運転者管理システムによる免許照会を実施すること。

(2) 作成及び交付

国外免許証の作成及び交付は、次により行う。

ア 記入事項は、ローマ字つづり又は英語で記載すること。

イ 埼玉県公安委員会委員長の署名は、ローマ字の筆記体とし、あらかじめ所定の箇所に印刷しておくこと。

ウ 発給年月日の下部に、西暦の下2けたの数字、交付一連番号及び国外免許証申請者の免許証番号を記載すること。

エ 表紙に用いる公安委員会印は8号印とし、所定の箇所に印刷しておくこと。

オ 運転できる自動車等の種類欄に用いる公安委員会印は9号印とし、現に受けている免許の種類に応じて押印すること。

カ 提出写真を国外免許証に貼付し、公安委員会印の7号印により契印すること。

キ 作成した国外免許証は、国外免許証申請書と照合して、免許の記載内容を確認すること。

ク 交付するときは、国外免許証の所定の欄に国外免許証申請者の氏名をローマ字つづり又は漢字により自署させること。ただし、国外免許証申請受任者が申請した場合は、国外免許証申請者に自署させるよう当該国外免許証申請受任者に依頼すること。

ケ 交付したときは、現有免許証の備考欄下段に、交付年月日及び国外免許証を発給した旨を記載するとともに、国外運転免許証交付簿（様式第 24 号）により交付状況を明らかにしておくこと。

コ 国外免許証の有効期間が満了したときは、運転免許センター又は最寄りの警察署に速やかに返納するよう教示すること。この場合において、国外免許証の返納を受けた場合は、現有免許証の備考欄下段に、返納年月日及び国外免許証の返納を受けた旨を記載すること。

サ 第 14 の 2 (5)イ及びウの規定は、国外免許証の代理受領及び交付できなかった場合の措置について準用すること。

(3) 送付

2 (1)イにより、警察署長から国外免許証申請書の送付を受けたときは、速やかに国外免許証を作成し、国外運転免許証送付書（様式第 24 号の 2）により送付すること。

2 警察署における取扱い

警察署長は、次により国外免許証申請書の受理等を行うものとする。

(1) 受理

ア 国外免許証申請書の受理、国外免許証申請書と現有免許証との照合、確認及び免許照会については、1 (1) (ウを除く。) の規定を準用するとともに、代理人による交付を受けられること及び代理受領（郵送送付）の制度があることを教示すること。この場合において、国外免許証申請者が、代理受領を希望したときは、国外運転免許証交付申請書送付書（様式第 24 号の 2 の 2）の備考欄に「郵送」と表示すること。

イ 国外免許証申請書を受理したときは、国外運転免許証交付引換書（様式第 24 号の 3）を交付するとともに、国外免許証申請書を国外運転免許証交付申請書送付書により、速やかに免許課長に送付すること。

(2) 交付

1 (2)クからコまでの規定は、警察署において行う事務について準用すること。

なお、国外免許証申請書を受理した日から 6 月を経過する日までに交付できなかった場合は、未交付免許証等送付書により、速やかに免許課長に送付すること。

第 22 運転免許証の記載事項の変更等

1 運転免許証及び仮運転免許証の記載事項の変更

免許課長及び警察署長は、次により運転免許証及び仮運転免許証の記載事項の変更を行うものとする。

(1) 免許証変更届の受理

運転免許証及び仮運転免許証の記載事項の変更を受けようとする者（以下「免許証変更届出者」という。）又は免許証変更届出者が委任した者（以下「免許証変更届出受任者」という。）から、運転免許証の住所が埼玉県の方の運転免許証記載事項変更届（様式第24号の3の2。以下「県内変更届」という。）又は県外から転入された方の運転免許証記載事項変更届（様式第24号の4。以下「県外変更届」という。）の提出を受けたときは、次により処理する。ただし、免許証変更届出者が記載事項変更届出時に運転免許証又は仮運転免許証の再交付申請を行う場合は、第20の規定により処理するものとする。

ア 受理

(ア) 県内変更届又は県外変更届（以下これらを「免許証変更届」という。）は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。ただし、免許証変更届出受任者による記載事項変更の届出は次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に受理すること。

a 免許変更届出者が既に外国へ渡航している場合で、免許証変更届出受任者が免許証変更届出者の親族その他これに代わる者であること。

b 免許証変更届出者が自ら手続を行うことができない場合で、免許証変更届出受任者が同居の親族又は免許取消申請受任者であること。

(イ) 免許取消申請受任者による記載事項変更の届出については、第18の1(1)ただし書に該当する場合のみ受理すること。

(ウ) 県外からの転入の場合は、現有免許証又は現有仮免許証の表裏を県外変更届に複写すること。

イ 免許証変更届と運転免許証等との照合、確認等

(ア) 免許証変更届の記載内容を確認するとともに、現有免許証又は現有仮免許証と照合すること。

(イ) 記載事項の変更確認は、第13の1(1)サ(ア)及び(イ)に掲げる内容変更に応じそれぞれ定める当該変更の事実を証明するものの提示又は提出を求めて行うこと。

(ウ) 免許証変更届出受任者が届出する場合は、次の方法により確認すること。

a 前記ア(ア)aに該当する場合は、免許証変更届出者の旅券の写し等により免許証変更届出者が国外に渡航していること並びに当該免許証変更届出者が自署により署名した委任状及び免許証変更届出受任者の身分証明書を確認すること。

b 前記ア(ア)bに規定する同居の親族である場合は、同居の親族であることを証明する書類及び免許証変更届出受任者の身分証明書を確認すること。

ウ 記載事項変更登録等の実施

運転免許証の記載事項変更登録に必要な入力項目について審査し、運転者管理システムによる記載事項変更登録を行うこと。

エ 変更事項の記載等

変更届出年月日及び変更に係る事項を備考欄に記載し、公安委員会印の6号印を押印の上、証明書変更届出者又は証明書届出受任者に返還すること。

(ア) 運転免許証

変更届出年月日及び本籍地を除く変更事項を備考欄に記載し、公安委員会印の6号印を押印の上、免許証変更届出者又は免許証変更届出受任者（以下これらを「免許証変更届出者等」という。）に返還すること。

なお、本籍地変更の場合には、本籍地を記載した用紙を交付し確認させること。

(イ) 仮運転免許証

変更前の記載事項を二本線で抹消するとともに、変更届出年月日及び変更に係る事項を備考欄に記載し、本部長印（仮免許）を押印の上、免許証変更届出者等に返還すること。

(2) 県外変更届の記録

運転免許証に係る県外変更届については、その内容をファイリングシステムにより登録すること。

(3) 免許証変更届の送付等

警察署長は、記載事項変更に係る事務を終了した免許証変更届を速やかに免許課長に送付すること。この場合において、免許課長は、県外変更届を除く仮運転免許証の変更事項について、速やかに、運転者管理システムによる記載事項変更登録を行うこと。

2 運転経歴証明書の記載事項の変更

免許課長及び警察署長は、次により運転経歴証明書の記載事項の変更を行うものとする。

(1) 証明書変更届の受理

運転経歴証明書の記載事項の変更を受けようとする者（以下「証明書変更届出者」という。）又は証明書変更届出者が委任した者（以下「証明書変更届出受任者」という。）から、細則別記様式第 14 の 3 の運転経歴証明書記載事項変更届（以下「証明書変更届」という。）の提出を受けたときは、次により処理する。ただし、証明書変更届出者が証明書変更届出時に運転経歴証明書の再交付申請を行う場合は、第 20 の規定により処理するものとする。

ア 受理

証明書変更届は、埼玉県公安委員会が告示した日時、場所において受理すること。ただし、証明書変更届出受任者による記載事項変更の届出は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に受理すること。

なお、証明書変更届を受理する際は、運転経歴証明書の表裏を証明書変更届に複写すること。

(ア) 証明書変更届出者が病気、負傷等やむを得ない理由により自ら手続ができない場合で、証明書変更届出受任者が証明書変更届出者の親族その他これに代わる者であること。

(イ) 証明書変更届出者が自ら手続できない場合で、証明書変更届出受任者が証明変更届出者の同居の親族であること。

イ 証明変更届と運転経歴証明書との照合、確認等

(ア) 証明書変更届の記載内容を確認するとともに、現に有する運転経歴証明書と照合すること。

(イ) 記載事項変更の確認は、第 13 の 1 (1) サ(ア)及び(イ)に掲げる内容変更（本籍を除く。）に応じ、それぞれ定める当該変更の事実を証明するものの掲示又は提出を求めて行うこと。この場合において、県外からの転入であるときは、住民票の写しの提示又は提出を求めること。

(ウ) 証明書変更届出受任者が届出する場合は、証明書変更届出者が自署により署名した委任状及び証明書変更届出受任者の身分証明書を確認すること。

なお、証明書変更届出受任者が証明書変更届出者の同居の親族である場合は、前記 1 イ(ウ) b の規定を準用すること。

ウ 記載事項変更登録等の実施

運転経歴証明書の記載事項変更登録に必要な入力項目について審査し、運転者管理システムによる記載事項変更登録を行うこと。

エ 変更事項の記載等

変更届出年月日及び変更に係る事項を備考欄に記載し、公安委員会印の6号印を押印の上、証明書変更届出者又は証明書変更届出受任者に返還すること。

(2) 県外転入の記録

県外からの転入に係る証明書変更届については、その内容をファイリングシステムにより登録すること。

(3) 証明書変更届の送付等

警察署長は、記載事項変更に係る事務を終了した証明書変更届を速やかに免許課長に送付すること。

3 暗証番号忘れ及び閉鎖解除の取扱い

免許課長及び警察署長は、暗証番号を忘れた者からの照会又は暗証番号の入力を誤りICチップの記録内容を確認できなくなった者から閉鎖解除の依頼があったときは、次により対処するものとする

(1) 届出の受理

埼玉県公安委員会が定め、告示した変更届の提出日時において、依頼者から暗証番号照会・閉鎖解除依頼書（様式第24号の5）に、現有免許証を添付させて受理すること。

(2) 本人確認

現有免許証の記載事項及びICチップの記録内容を確認すること。

(3) 調査回答

免許課長及び警察署長は、埼玉県公安委員会の発行した運転免許証であるときは運転者管理システムにより暗証番号を調査し、他の都道府県公安委員会の発行したものであるときは当該発行した公安委員会に照会し、口頭で回答すること。

(4) 閉鎖解除

追記端末装置により、暗証番号の入力制限を解除すること。

第23 運転免許証等の返納の受理等

1 運転免許センターにおける取扱い

免許課長及び試験課長は、失効等による運転免許証、仮運転免許証又は国外免許証の返納を受理したとき又は免許の取消し申請に基づく運転免許証の返納を受理したときは、次により処理するものとする。

(1) 返納理由の確認

失効又は再交付後の発見、死亡等の理由により返納された運転免許証等であることを確認する。

(2) 返納免許証受理（送付書）簿の記載

返納免許証受理（送付書）簿（様式第 25 号）に返納理由等を記載しておく。

(3) 運転免許証等の処分

返納された運転免許証等は、速やかに廃棄処分する。ただし、失効により返納された旧運転免許証（前記第 2 (1)ウの規定により、過去に免許を取得していた受験者から返納を受けた運転免許証を除く。）について、返納した者が受領を希望した場合は、当該免許証の四隅又は下隅 2 か所に穴をあけ、備考欄に受理年月日を記載するとともに、「失効確認」と記載して返還すること。

2 警察署における取扱い

警察署長（鴻巣警察署長を含む。以下同じ。）は、失効等による運転免許証等の返納を受理したときは、1 に準じて処理するものとする。ただし、返納された運転免許証（死亡により返納された運転免許証を除く。）は、返納免許証受理（送付書）簿により速やかに免許課長に送付するものとする。

3 拾得運転免許証の取扱い

(1) 免許課長への送付

警察署長は、拾得物件としての保管期間は満了しているが運転免許証としての有効期間が満了していないもの（以下「拾得運転免許証」という。）があるときは、返納免許証等受理（送付書）簿に登載し、当該拾得運転免許証を免許課長あて送付すること。この場合において、拾得運転免許証は名義人への返還を前提として免許課長あて送付するものであることから、裏面にメモするなど手を加えないこと。

(2) 拾得運転免許証の保管

免許課長は、警察署長から送付された拾得運転免許証を、失効するまでの間、適切に保管すること。

(3) 拾得運転免許証の返還

免許課長は、保管している拾得運転免許証を名義人が取りに来た場合には、再交付を受けていないこと等を確認の上、返還すること。

第4章 行政処分

第24 違反行為の報告、審査等

1 違反行為の報告等

警察官は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で、令別表第2の1の表又は2の表の上欄に掲げるもの（以下「違反行為」という。）を現認（認知）したときは、次の区分により警察署長、交通部交通機動隊長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）に速やかに報告するものとする。

- (1) 違反行為のうち、交通切符、交通反則切符又は点数切符（以下「交通切符等」という。）で処理したものについては、取締り原票
- (2) 交通切符によらない違反行為については、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領（平成17年交企第817号）に規定する交通違反情報管理機能のうち基本書式処理業務（以下「管理システム」という。）により作成した行政処分原票（交通切符によらない法令違反、物件事故）（様式第26号）
- (3) 人身事故を伴う違反行為については、埼玉県警察情報管理システムによる交通業務管理実施要領に規定する交通事故情報管理機能のうち行政処分関係業務により作成した交通事故行政処分原票（様式第27号）

2 審査責任者の指定等

警察署長等は、交通課長若しくは課長代理又は隊長補佐を審査責任者として指定し、取締り原票、交通事故行政処分原票又は行政処分原票（交通切符によらない法令違反、物件事故）（以下「取締り原票等」という。）について、次により審査等に関する事務を専決させるものとする。

- (1) 審査

ア 違反登録及び事故登録（以下「違反等登録」という。）に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかを点検し、再調査等が必要と認める場合は、追加調査又は訂正報告書等の作成をさせること。

イ 交通事故行政処分原票については、違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故の不注意の程度の認定基準（別記第2）により交通事故を起こした者の不注意の程度、記載内容の不備又は事実認定の誤りの有無について審査し、再調査等が必要と認める場合は、追加調査又は訂正報告書等の作成をさせること。

なお、審査に当たり、登録除外理由（別記第3）に該当すると認めるときは、取締り原票等の欄外にその意見を付記すること。

(2) 送付

ア 取締り原票は、検挙（告知）し、又は認知した日の翌日から4日以内に次の区分により管理課長に送付すること。この場合において、捜査報告書、供述調書等事実の証明に必要な書類があるときは、その写しを取締り原票に添付すること。

(ア) 交通切符の取締り原票については、交通切符送付書

(イ) 交通反則切符の取締り原票については、交通反則切符送付書

(ウ) 点数切符の取締り原票については、点数切符送付書

イ 交通事故行政処分原票及び行政処分原票（交通切符によらない法令違反、物件事故）は、行政処分関係書類送付書（様式第29号）により捜査報告書、供述調書等事実の証明に必要な書類の写しを添えて、速やかに管理課長に送付すること。

(3) 変更報告

(2)により送付した事案について、次に該当するときは、速やかにその旨を管理課長に報告する。

ア 事件を不送致としたとき。

イ 違反事実等に変更があったとき。

ウ 交通事故の責任の度合い又は不注意の程度に変更があったとき。

エ 起訴猶予その他不起訴処分とされたとき。

オ 刑事処分の罰条適用に変更があったとき。

カ その他事実誤認、身代わり、苦情申立て等、行政処分に変更を生じるおそれのあることを認知したとき。

3 違反等登録

管理課長は、警部補以上の階級にある警察官（(3)の除外する違反等登録については、警部以上の階級にある警察官）を違反等登録審査官として指定し、次に掲げる違反等登録に関する措置を行わせるものとする。

- (1) 登録に必要な取締り原票等の点検を行うこと。
- (2) 取締り原票等及びそれらの関係書類に基づき、当該違反行為が違反等登録の対象になるか否かを審査すること。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の審査は、交通事故の不注意の程度の認定基準に基づき行うこと。
- (3) 次に掲げる場合は、違反等登録の対象から除外するものとする。
 - ア 違反等不存在の場合
 - イ 事実誤認の場合
 - ウ 登録除外理由に該当する場合
 - エ 検挙又は告知を行わず、指導警告の対象とする場合
- (4) 審査を終えた場合は、所要の決裁を受けた後、速やかに違反等登録を行い、又は違反等登録の対象から除外し、その状況を登録・通報（回答）状況日報（様式第30号）により報告するものとする。

なお、関係書類等の記載内容に不備が認められ、補充調査が必要な場合には、明らかに違反等登録除外に相当すると認めたときを除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査又は訂正報告書等の作成をさせること。

- (5) 既に違反等登録を行った場合で、2(3)の変更報告を受け、(3)の除外事由に該当するときは、所要の決裁を受けた後、速やかに不適格抹消登録等の手続をとること。
- (6) 他の都道府県から移送を受けた事案について、登録の変更又は除外を必要とする事由を発見したときは、その事由を明らかにして当該都道府県に返送すること。
- (7) 違反等登録を抹消登録する場合における是正措置等については、次のとおりとする。

ア 行政処分等の調査と是正措置

管理課長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反者登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導（以下「行政処分等」という。）の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づく行政処分等が認められるときは、迅速かつ確実な是正措置を講じる。

イ 抹消登録の連絡の徹底

管理課長は、前記アの抹消登録をした場合において、当該違反等登録に係る者の住所地が、他の都道府県警察の管轄であるときは、住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話即報し、他の都道府県警察から当該即報を受けた場合には、アの措置を講じる。

ウ 運転免許を受けていない者

(ア) 管理課長は、運転免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、同人による運転免許の申請及び受験相談の機会において、同人に対し、抹消登録前の違反等登録に基づく行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、同人の住所地管轄にかかわらず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を直ちに同人に対して確認するなどし、当該行政処分等が認められたときは、迅速かつ確実な是正措置を講じる。

(イ) 管理課長は、(ア)において、運転免許を受けていない者が所在不明になるなど行政処分等の有無が確認できない場合は、他の全ての都道府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書（様式第31号の2）により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼する。

また、当該抹消登録した場合は、当該違反登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係（以下「警察庁行政処分係」という。）に報告する。

(ロ) 管理課長は、(イ)に基づく調査依頼を受けた場合は、(イ)の調査を行い、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、抹消登録した都道府県警察の行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密な連携を図り、必要な措置を適切に講じる。

また、本県警察において、当該抹消登録した場合は、当該回答及びこれを受けて講じた措置等について、警察庁行政処分係に報告する。

第25 危険性帯有事案等行政処分の上申

身体障害等、臨時適性検査等、臨時認知機能検査等、重大違反唆し等、道路外致死傷及び危険性帯有事案の行政処分の上申は、次により行うものとする。

1 身体障害等

- (1) 警察署長等は、法第 103 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに規定する身体障害等に該当すると認められる者を発見したときは、行政処分上申書（様式第 32 号）に関係書類を添付して、試験課長を経て管理課長に送付する。
- (2) 試験課長は、法第 103 条第 1 項第 1 号から第 2 号までに規定する身体障害等に該当する者を発見したとき、又は免許課長若しくは管理課長から引継ぎを受けた者が法第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 2 号の身体障害等に該当したときは、行政処分上申書に関係書類を添付して、管理課長に送付する。この場合において、試験課長は調査のため必要があるときは、警察署長等に協力を求めることができるものとする。
- (3) 免許課長は、法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定により検査を行う必要のある者を発見したときは、試験課長に通報する。

2 臨時適性検査等関係

- (1) 試験課長は、免許を受けようとする者に対し、法第 102 条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知をしようとするときは、行政処分上申書に関係書類を添付して、管理課長に送付する。
- (2) 警察署長等は、自動車等の運転により交通事故を起こし、当該交通事故の状況から判断して法第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 若しくは第 3 号のいずれかに該当する疑いがあると認められる者に対し、法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定による診断書提出の命令又は法第 102 条第 6 項の規定による臨時適性検査の通知をする場合は、行政処分上申書に関係書類を添付して、試験課長を経て管理課長に送付する。この場合において、管理課長は、試験課長から法第 104 条の 2 の 3 第 1 項の規定による運転免許の効力の停止の上申を受けたときは、直ちに運転免許の効力の停止の処分を行う。
- (3) 試験課長は、法第 102 条第 1 項から第 3 項までの規定による診断書提出の命令を受けた者が当該命令に違反したとき、又は第 102 条第 6 項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、行政処分上申書に関係書類を添付して、管理課長に送付する。
- (4) 試験課長は、法第 90 条第 8 項又は第 103 条第 6 項の規定による命令を受けた者が当該命令に違反したときは、行政処分上申書に関係書類を添付して管理課長に送付する。
- (5) 試験課長は、法第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号のいずれかに該当すると認められると医師から届出があったときは、行政処分上申書に関係書類を添付して、管理課長に送付する。

(6) 試験課長は、法第 104 条の 2 の 3 第 1 項前段の規定による運転免許の効力の停止を、同項後段の規定により解除する必要があると認めるときは、管理課長に上申し、上申を受けた管理課長は、当該被処分者に対し運転免許の効力停止解除通知書（様式第 32 号の 2）を交付するとともに運転免許証を返還する。

3 重大違反唆し等又は令別表第 5 に掲げる道路外致死傷事案

警察署長等は、令別表第 4 に掲げる重大違反唆し等又は令別表第 5 に掲げる道路外致死傷に該当する事案については、行政処分原票（重大違反唆し等・道路外致死傷）（様式第 33 号）を管理システムにより作成し、これに関係書類を添付して行政処分関係書類送付書により管理課長に送付する。

4 危険性帯有事案

警察署長等は、法第 103 条第 1 項第 8 号の危険性帯有に該当し、行政処分を行う必要がある者と認めるときは、行政処分原票（危険性帯有）（様式第 33 号の 2）を管理システムにより作成し、これに関係書類を添付して行政処分関係書類送付書により管理課長に送付する。

第 26 行政処分の量定等

1 行政処分の量定

管理課長は、次に該当するときは、行政処分規程第 4 条の規定に基づき、行政処分の量定を行い、所定の決裁を受けるものとする。

- (1) 運転者管理システムによる行政処分該当者の点数通報書を受理したとき。
- (2) 警察署長等から行政処分事案の送付を受けたとき。
- (3) 他の都道府県から行政処分の移送又は行政処分事案の移送を受けたとき。
- (4) 警察署長等から法第 104 条の 2 の 3 第 1 項に係る行政処分上申書の送付を受けたとき。

2 行政処分の量定上の留意事項

管理課長は、行政処分の量定を行うときは、次の事項に留意するものとする。

(1) 免許の拒否及び保留

ア 新規の免許の申請者に係る行政処分の量定は、点数通報書に記載された違反歴等が当該免許申請者のものであるか否かを本籍、住所等の調査により確認すること。

イ 併記の免許の申請者に係る行政処分の量定は、現に受けている免許の行政処分に従って行うこと。

(2) 免許の取消し及び効力の停止

免許の取消し及び効力の停止に係る行政処分の量定は、点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る書類並びに行政処分上申書、行政処分原票（重大違反唆し等・道路外致死傷）、行政処分原票（危険性帯有）及びこれらの関係書類に基づいて行う。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際免許証等」という。）を所持する違反運転者に係る行政処分の量定は、違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の通報があったとき、国籍等、住所等によって違反歴等が同一人のものであることを確認した上で行う。

(4) その他

ア 処分基準点数に達することとなった違反行為が交通事故であるときは、次によること。

(ア) 事故登録後、点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じたときは、点数計算を再度行う。

(イ) 交通事故が、交通事故の不注意の程度の認定基準「軽い」に該当するときは、細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めた事案については、その内容が処分軽減を相当とするか否かを審査する。

イ 免許の取消し処分基準点数に達した場合において、累積点数に係る事案に5点以上の点数を付された交通事故があるときは、当該交通事故について再審査を行う。

3 行政処分の量定の決裁

管理課長は、行政処分の量定が定型的なものについては一括決裁、重要又は異例なものについては個別決裁を受けるものとする。

第27 行政処分の執行等

1 行政処分の執行

管理課長は、次により行政処分を執行するものとする。

(1) 免許の拒否及び保留処分

法第90条第1項ただし書の規定による免許の拒否若しくは保留の処分（同項第4号から第6号までのいずれかに該当することを理由とするものに限る。）又は法第90条第2

項の規定による免許の拒否の処分は運転免許拒否処分通知書（様式第 34 号）、運転免許保留処分通知書（様式第 34 号の 2）又は運転免許保留処分通知書（様式第 35 号）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

(2) 法第 90 条第 1 項ただし書の規定による免許の拒否又は保留の処分（(1)に該当する場合を除く。）は、規則別記様式第 13 の 3 の通知書に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

(3) 免許の取消し又は免許の効力の停止処分

ア 法第 90 条第 5 項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止の処分、法第 90 条第 6 項の規定による免許の取消しの処分又は法第 103 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止の処分は運転免許取消／停止処分執行指揮書（様式第 36 号、様式第 36 号の 2）又は運転免許停止処分執行指揮書（様式第 37 号、様式第 37 号の 2、様式第 37 号の 3、様式第 37 号の 4）（以下「執行指揮書」という。）に基づき、運転免許取消処分通知書（様式第 38 号。以下「取消処分通知書」という。）又は運転免許停止処分通知書（様式第 39 号、様式第 39 号の 2。以下「停止処分通知書」という。）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

イ 法第 103 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止の処分（同条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当することを理由とするものを除く。）又は同条第 2 項の規定による免許の取消しの処分は、執行指揮書に基づき、運転免許取消処分書（様式第 40 号。以下「取消処分書」という。）又は運転免許停止処分書（様式第 41 号、様式第 41 号の 2、様式第 41 号の 3、様式第 41 号の 4、様式第 41 号の 5）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

なお、運転免許停止処分書（様式第 41 号）について、仮停止をしていた期間がある場合は、当該機関を付して通算期間を明示する。

ウ 法第 103 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止の処分（イに該当する場合を除く。）又は法第 104 条の 2 の 3 第 3 項若しくは同条第 5 項の規定において準用する法第 103 条第 4 項の規定による免許の取消し若しくは免許の効力の停止の処分は、執行指揮書に基づき、運転免許取消処分書（様式第 41 号の 6）又は運転免許停止処分書（様式第 41 号の 7、様式第 41 号の 8、様式第 41 号の 9）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

エ 法第 104 条 2 の 3 第 1 項による免許の効力の停止の処分は、執行指揮書（様式第 36 号の 2）に基づき運転免許停止処分書（様式第 41 号の 9）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。この場合において、当該被処分者に、次により弁明の機会を供与すること。

(7) 弁明通知書（様式第 41 号の 9 の 2）を交付するとともに、弁明の機会の付与について説明する。

(4) 被処分者又は代理人から口頭による弁明が行われたときは、巡査部長以上の階級にある警察官に弁明調書を作成させること。

(4) 自動車等の運転の禁止処分

法第 107 条の 5 第 1 項若しくは同条第 9 項において準用する法第 103 条第 4 項の規定による自動車等の運転の禁止処分又は法第 107 条の 5 第 2 項若しくは同条第 9 項において準用する法第 103 条第 4 項の規定による自動車等の運転の禁止処分は、規則別記様式第 22 の 6 の自動車等の運転禁止処分書に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して行う。

2 行政処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示

埼玉県公安委員会及び警察本部長の行政処分を執行した際、審査請求及び取消訴訟の提起に係る教示書（様式第 6 号の 2）を交付して教示する。

3 行政処分執行上の留意事項

管理課長は、行政処分の執行に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 取消処分通知書、停止処分通知書、運転免許取消処分書又は運転免許停止処分書（以下「取消処分通知書等」という。）を交付したときは、運転免許取消／停止処分執行結果報告（様式第 42 号、様式第 42 号の 2）又は運転免許停止処分執行結果報告（様式第 42 号の 3、様式第 42 号の 4、様式第 42 号の 5、様式第 42 号の 6、様式第 42 号の 7、様式第 42 号の 8）（以下「執行結果報告」という。）及び運転免許行政処分執行簿（様式第 43 号）を作成する。

(2) 被処分者に運転免許証又は国際免許証等を提出させ保管する。ただし、取消し処分に係る運転免許証は、廃棄処分する。

(3) 免許の効力の停止の期間及び自動車等の運転の禁止の期間が満了した場合は、停止処分通知書、停止処分書、自動車等の運転禁止処分書又は運転免許行政処分執行簿により停止、禁止期間及び短縮期間を確認するとともに、受領者に執行指揮書に署名押（指）印さ

せ、当該運転免許証又は国際免許証等を返還する。ただし、停止期間が満了した場合の運転免許証にあっては、埼玉県公安委員会と「停止期間満了免許証の郵送業務に関する協定」を締結した一般財団法人埼玉県交通教育協会（以下「教育協会」という。）から運転免許証代理受領申請書（様式第 44 号）による申請があったときは、教育協会を経て返還することができる。

なお、国際免許証等を提出した者が本邦から出国するときにおいて、提出者から返還の請求があったときは、直ちに国際免許証等を返還する。

- (4) 免許を与える前の違反行為による免許の取消し又は効力の停止処分に当たっては、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 27 号。以下「意見の聴取規則」という。）に規定する手続により弁明の機会を供与する。
- (5) 40 日未満の免許の効力の停止処分又は自動車等の運転の禁止処分を受けた者が、停止処分者講習を受講し、その成績が「優」であり、即日、運転免許証等の返還を希望したときは、運転免許証にあっては備考欄に講習を終了した日を「○年○月○日済」と記載し、国際免許証等にあっては規則第 37 条の 4 の規定により所定の記載等を行う。
- (6) 免許の保留、効力の停止（法第 104 条の 2 の 3 第 1 項によるものを除く。）又は運転の禁止の処分執行の際に、停止処分者講習について教示する。
- (7) 管理課長は、試験課長の上申により法第 104 条の 2 の 3 第 1 項後段の規定による処分の解除をするときは、当該被処分者に対し運転免許の効力停止解除通知書（様式第 44 号の 2）を交付するとともに運転免許証を返還する。

4 交通部運転免許本部運転管理課分室の設置

免許の効力の停止又は自動車等の運転の禁止の期間が 40 日未満の行政処分に関する事務を処理するため、さいたま市北区植竹町 2 丁目 2 番地に交通部運転免許本部運転管理課大宮分室を置くものとする。

第 28 行政処分期間の短縮

管理課長は、被処分者が停止処分者講習を終了したときは、行政処分規程別表の成績別短縮日数基準により行政処分期間の短縮を行い、執行結果報告、執行指揮書等に短縮日数を記載しておくものとする。

第 29 行政処分の移送等

1 行政処分の移送

管理課長は、被処分者が他の都道府県に住所を変更しているときは、処分移送通知書（規則別記様式第 19 又は規則別記様式第 22 の 4）に、次の区分に応じ、それぞれに掲げる、書類（以下この第 29 において「関係書類」という。）を添付し、行政処分の移送を行うものとする。ただし、免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止処分に係る行政処分については、当該処分をした警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）が行政処分関係書類送付書（様式第 45 号）に、関係書類を添付して直送するものとする。

(1) 交通違反の場合

- ア 点数通報書及び取締り原票等
- イ 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- ウ その他違反事実の証明に必要な資料

(2) 交通事故の場合

- ア 点数通報書及び取締り原票等
- イ 実況見分調書の写し
- ウ 供述調書（被疑者・被害者・参考人）の写し
- エ 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- オ その他違反事実の証明に必要な資料

2 違反者講習該当事案の移送

免許課長は、違反者講習の対象となる者が他の都道府県に住所を変更しているときは、違反者講習関係書類送付書（様式第 46 号）に、関係書類のうち必要な書類を添付して、違反者講習該当事案の移送を行うものとする。

3 処分決定通知及び処分執行依頼

管理課長は、他の都道府県に住所を有する者の処分決定の通知は処分決定通知書（様式第 47 号）により、他の都道府県に住所を有する又は居住する者の処分執行の依頼は処分執行依頼書（様式第 47 号の 2）により行うものとする。ただし、処分決定の通知及び処分執行の依頼を同時に行う場合は、処分決定通知書・処分執行依頼書（様式第 47 号の 3）により行い、処分決定通知書及び処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

また、処分執行の依頼は、処分執行依頼書（処分決定の通知及び処分執行の依頼を同時に行う場合は、処分決定通知・処分執行依頼書）に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに当該処分に係る各コードを記載した登録票の写しを添付して行うものとする。

4 処分した旨の通知

管理課長は、他の都道府県に住所を有する者を処分した旨の通知は、処分執行通知書（様式第47号の4）により行うものとする。

5 処分執行依頼を受けた場合の措置

管理課長は、処分執行の依頼を受けたときは、取消処分通知書等に必要事項を記載し、これを被処分者に交付するとともに運転免許証を提出させた上で、執行依頼処分通知書（様式第47号の5）に被処分者に係る取消処分通知書等の写し等及び運転免許証を添付し、処分執行の依頼をした都道府県警察に送付するものとする。ただし、免許の効力の停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど処分執行の依頼をした都道府県警察において運転免許証を返還することが予定されるときは、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に運転免許証は当県において返還する旨を記載し、運転免許証は送付しないものとする。

第30 処分登録等

管理課長は、運転者管理システムに基づき、次により処分登録等を行うものとする。

(1) 処分登録

執行結果報告により、取消処分通知書等を交付した日に処分登録を行う。

(2) 処分手配登録

ア 行政処分事案の移送を受け処分を決定したとき、又は処分した旨の通知を行うときは、速やかに当該処分について処分手配登録を行う。

イ アのほか、おおむね次に掲げる者について処分手配登録を行う。

(ア) 1回目の出頭通知において所在不明と認めた者

(イ) 2回目の出頭に応じない者

(ウ) その他処分手配登録を必要と認めた者

(3) 処分短縮登録

執行結果報告又は停止処分者講習区分別実施結果報告書（運転者等講習実施要領（平成19年教育第693号）様式第4号）により、原則として処分短縮を決定した日に処分短縮

登録を行う。ただし、40日未満の免許の効力の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行う。

第31 免許の効力の仮停止等

1 交通事故発生時の措置

警察官は、交通事故発生時において、当該交通事故が、免許の効力の仮停止又は自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に該当すると認めるときは、警察署長又は高速隊長に報告しなければならない。

2 仮停止等事案の発生報告及び処分決定

警察署長又は高速隊長は、当該交通事故が仮停止等事案に相当すると認めるときは、仮停止事案発生速報書（様式第48号）により管理課長に速報し、仮停止等の是非等についての意見を聴くとともに、次の事項に留意のうえ、処分を決定するものとする。

(1) 否認事案

否認事案は、被処分者の自供以外にその事案を立証する十分な証拠があるか否かを検討する。この場合において、仮停止等の期間内に立証できないと認められるときは、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとる。

(2) 軽微事案

被害程度又は責任の度合いが軽微で、軽い本処分に明らかに相当すると認められる事案については、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとる。

(3) 被処分者負傷等の事案

被処分者が負傷又は病気等のため明らかに仮停止等の期間内に自動車を運転することができないと認められる場合は、仮停止等を行わず、速やかに本処分が行われるように手続をとる。

3 管理課長の措置

管理課長は、2の速報を受けたときは、次により措置するものとする。

(1) 当該交通事故の運転者の住所地が本県である場合は、意見の聴取の期日及び場所を決定して、警察署長又は高速隊長に回答する。

(2) 当該交通事故の運転者の住所地が県外である場合は、仮停止事案発生速報書に基づき、直ちにその者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に連絡し、その結果を警察署長又は高速隊長に回答する。

4 仮停止等の処分等

(1) 仮停止等の処分

警察署長又は高速隊長は、あらかじめ被処分者から事案に対する被処分者の申立てをよく聴取し、事実認定に誤りがないか否かを確認したうえで、規則別記様式第19の2の仮停止／禁止処分通知書を被処分者に交付して仮停止等の処分を行う。この場合において、運転免許証又は国際免許証等を提出させ保管する。

(2) 弁明の機会の供与

警察署長又は高速隊長は、次により弁明の機会を供与する。

ア 仮停止／禁止処分通知書を交付するときは、弁明の機会の付与について説明すること。

イ 被処分者又は代理人から口頭による弁明が行われたときは、巡査部長以上の階級にある警察官に弁明調書を作成させること。

ウ 前記弁明の内容を審査した結果、仮停止等を継続することが適当でないと認めるときは、管理課長の意見を聴いたうえで、その処分を取り消すこと。

(3) 意見の聴取の期日及び場所の通知

ア 埼玉県公安委員会が意見の聴取を行う場合

警察署長又は高速隊長は、3(1)の管理課長の回答に基づき、意見の聴取通知書を作成し、これを被処分者に交付するとともに、意見の聴取通知受領書を徴しておくこと。

イ 本県以外の公安委員会が意見聴取を行う場合

(ア) 管理課長は、3(2)の措置に基づき、意見の聴取通知書の交付について、当該都道府県警察の行政処分担当課長から依頼を受けたときは、仮停止等をした警察署長又は高速隊長に対し、意見の聴取通知書の交付を指示すること。

(イ) 警察署長又は高速隊長は、意見の聴取通知書の交付について指示を受けたときは、意見の聴取通知書を正副2通作成したうえで、正本は被処分者に交付し、副本は当該公安委員会に送付すること。

なお、意見の聴取通知書の交付に当たっては、被処分者に意見の聴取通知受領書に署名させ、正本については押印させ保管するとともに、副本については当該公安委員会に送付すること。

5 関係書類の送付

警察署長又は高速隊長は、仮停止等の処分を行ったときは、規則別記様式第 19 の 3 の仮停止／禁止通知書に当該処分に係る書類を添付し、埼玉県公安委員会が意見の聴取を行うときは管理課長に、本県以外の公安委員会が意見の聴取を行うときは当該公安委員会に、それぞれ原則として意見の聴取期日の 10 日前までに送付するものとする。

6 事故登録等

管理課長は、次により事故登録等を行うものとする。

- (1) 仮停止等の処分を認知したときは、仮停止事案発生速報書に基づき、人身事故用行政処分登録票により、速やかに事故登録を行う。
- (2) 運転者管理システムによる事故登録に伴う点数通報書を受理した場合において、被処分者の住所地が県外である場合は、直ちに、当該被処分者に係る点数通報書に関係書類を添付し、当該被処分者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分担当課長に送付する。

第 32 仮免許の取消し

1 取消該当者発見時の措置

警察官は、法第 106 条の 2 の規定による仮免許の取消し該当者（以下「取消該当者」という。）を発見したときは、速やかに警察署長等に報告するものとする。

2 取消該当者の発見報告

警察署長等は、1 の報告を受け、取消該当者と認めたときは、所定の手続を経た後、仮免許取消し事件速報書（様式第 49 号）により管理課長に速報するものとする。

3 管理課長の措置

管理課長は、警察署長等から速報を受けたときは、次により措置するものとする。

- (1) 取消し処分が相当であると認めたときは、処分を決定し、当該警察署長等に処分の執行を通知する。
- (2) 取消該当者の住所地が県外である場合は、当該都道府県警察の行政処分担当課長に事案の内容を通報し、処分の執行について、必要な事項の回答を受け、その内容を当該警察署長等に通報する。
- (3) 他の都道府県警察の行政処分担当課長から取消該当者の通報を受け、取消し処分を相当と認めたときは、処分を決定し、速やかに取消該当者の住所地を管轄する警察署長に処分の執行を通知する。

4 警察署長等の措置

警察署長等は、管理課長から取消し処分決定の通知を受けたときは、次により措置するものとする。

- (1) 弁明調書を巡査部長以上の階級にある警察官に作成させるとともに、仮運転免許取消し処分通知書（様式第 50 号）に必要事項を記載し、これを被処分者に交付して仮免許の取消し処分を行う。
- (2) 取消該当者の住所地が県外である場合は、管理課長からの通報事項を本人に伝える。
- (3) 仮免許の取消し処分を行ったときは、管理課長にその旨を速報するとともに、被処分者の弁明調書、仮運転免許証及び関係書類を速やかに送付する。

第 5 章 再試験

第 33 再試験の通知等

免許課長は、次により再試験の通知等を行うものとする。

(1) 再試験の通知

再試験の通知は、警察庁から通報のあった基準該当初心運転者に対し、規則別記様式第 17 の 2 の 2 の再試験通知書（以下「再試験通知書」という。）を規則第 28 条の 3 第 2 項に規定する配達証明郵便等（以下「配達証明郵便等」という。）に付して行う。

(2) 再試験通知の取消し通知

再試験の通知を行った後、再試験受験対象者が法第 100 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号のいずれかに該当することとなった場合は、再試験通知取消通知書（様式第 51 号）により再試験が免除される旨を通知する。

(3) 再試験の移送

再試験の通知を行った場合において、基準該当初心運転者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に規則別記様式第 17 の 4 の試験移送通知書を送付する。

第 34 再試験申込書の受理等

試験課長は、次により再試験受験申込書の受理等を行うものとする。

(1) 再試験申込書の受理

再試験を受けようとする者（以下「再試験受験者」という。）から、規則別記様式第17の3の再試験受験申込書（以下「再試験申込書」という。）を受理するときは、次により行う。

ア 再試験申込書の受理は、第2(1)アからウまでに準じて行うこと。

イ 再試験受験者に対し、運転免許試験受験票を交付すること。

(2) 再試験の順序

再試験は、次により行う。

ア 再試験は、第2(2)ア及びイに準じて行うこと。

イ 再試験は、学科再試験、技能再試験とし、学科再試験の合格者に対して技能再試験を行うこと。

(3) 再試験申込書の送付

運転者管理システムのファイルに再試験受験者を登録するため、免許課長に再試験申込書を送付する。

第35 学科再試験

1 学科再試験等の実施

試験課長は、次により学科再試験等を行うものとする。

(1) 再試験問題等の指定

再試験問題及び担当者の指定は、第4(1)及び(2)に準じて行う。

(2) 学科再試験の実施

学科再試験は、第4(3)に準じて行う。

(3) 学科再試験の採点

学科再試験の採点は、2人以上の者を立ち合わせ、速やかに運転者管理システムにより行う。

(4) 学科再試験結果の通報等

学科再試験結果を免許課長に通報するとともに、再試験申込書の所定の欄に合格印又は不合格印を押印する。

2 学科再試験実施後の措置

免許課長は、次により学科再試験実施後の措置を行うものとする。

(1) 合格者に対する措置

技能再試験の実施方法について教示する。ただし、原付免許の再試験合格者に対しては、所要の教示を行う。

(2) 不合格者に対する措置

不合格者に対しては、第4(5)ウの措置を行う。

第36 技能再試験

1 技能再試験等の実施

試験課長は、次により技能再試験等を行うものとする。

(1) 技能再試験の実施

技能再試験は、第5の1(1)から(7)までに準じて行う。

(2) 技能再試験結果の通報等

技能再試験結果を免許課長に通報するとともに、再試験申込書の所定の欄に合格印又は不合格印を押印する。

2 技能再試験実施後の措置

免許課長は、次により技能再試験実施後の措置を行うものとする。

(1) 合格者に対する措置

合格者には、所要の教示を行う。

(2) 不合格者に対する措置

不合格者に対しては、第5の1(7)ウに準じて措置する。

第37 再試験に係る免許の取消し

免許課長は、次により再試験に係る免許の取消し等の事務を行うものとする。ただし、法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認められる者（以下「再試験不受験者」という。）の再試験に係る免許を取り消そうとする場合において、法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の意見の聴取（以下「意見の聴取」という。）を終了した者に対するものについては、管理課長が行うことができる。

1 再試験不合格者の免許の取消し

再試験不合格者名簿（学科）帳票及び再試験不合格者名簿（技能）帳票により、所要の決裁を受けたうえ、次により措置する。

(1) 単一免許取得者

不合格者が、再試験に係る免許以外の免許を取得していない者（以下「単一免許取得者」という。）であるときは、規則別記様式第 19 の 3 の 4 の運転免許取消処分書に必要事項を記載してこれを交付し、免許を取り消すと同時に、運転免許証の返納を受けること。

(2) 併記免許取得者

不合格者が、再試験に係る免許以外の免許を取得している者（以下「併記免許取得者」という。）であるときは、(1)の処置を行うとともに、再試験に係る免許以外の免許に係る運転免許証を作成し、これを交付すること。

2 再試験不受験者の免許の取消し等

再試験不受験者については、次により措置する。

(1) 意見の聴取の通知及び処分移送通知書の送付等

ア 意見の聴取の通知等

再試験不受験者の再試験に係る免許を取り消そうとするときは、意見の聴取通知書を配達証明郵便等により送付するとともに、意見の聴取に関する関係書類を管理課長に引き継ぐこと。

なお、再試験不受験者に対し意見の聴取を行うに当たり必要があると認めるときは、職員を派遣するものとする。

イ 処分移送通知書の送付等

(ア) 再試験不受験者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していた場合は、意見の聴取を終了しているときを除き、現にその者の住所地を管轄する公安委員会に規則別記様式第 19 の 3 の 2 の処分移送通知書を送付すること。

(イ) 処分移送通知書には、初心運転者講習通知書又は再試験通知書に係る郵便物配達証明等処分に係る事実の証明に必要な資料を添付すること。

(ウ) 処分の移送は、処分移送通知書等を行政処分関係書類の送付について添付して行うこと。

(2) 取消し処分の上申等

再試験不受験に係る免許の取消し処分は、管理課長が埼玉県公安委員会に対し、再試験不受験に係る運転免許取消処分上申書（様式第 52 号）により上申を行い、処分決定の決裁を受けなければならない。

(3) 免許の取消し等

取消し処分の決定の決裁があったときは、次により措置する。

ア 単一免許取得者

単一免許取得者であるときは、1 (1)に準じること。

イ 併記免許取得者

(ア) 併記免許取得者であるときは、運転免許取消処分書を交付して、取消し処分を行うとともに、運転免許証の返納を受けること。

(イ) 返納を受けた免許証の四隅又は下部2か所に穴を開け、備考欄に次により押印し、所定の教示を行ったうえ、これを交付すること。

(免許取消)

再試験手続中		
年	月	日まで有効
年	月	日埼玉公委

(ウ) 再試験に係る免許以外の免許に係る運転免許証を作成し、当該運転免許証と引き換えに交付すること。

(4) 再試験等の教示

再試験又は法第108条の2第1項第10号に定める講習を受けなかった正当な理由があるとの決定があったときは、受験方法等について教示する。

(5) 処分した旨の通知等

処分した旨の通知は、処分通知書(様式第53号)により行うものとする。

また、処分執行依頼は、被処分者に交付する運転免許取消処分書及び関係書類を処分通知書に添付して行う。

(6) 処分執行依頼を受けたときの措置

処分執行依頼を受けたときは、運転免許取消処分書に必要事項を記載し、これを被処分者に交付するとともに、(3)に準じて措置すること。

(7) 再試験に係る行政処分処理票の作成

再試験に係る免許の取消し等の経過を、再試験に係る行政処分処理票（様式第 54 号）により明らかにしておく。

第 38 保管証等の措置

1 保管証の取扱い

免許課長は、法第 109 条第 1 項の規定により保管証の交付を受けている者（以下「保管証所持者」という。）が再試験に不合格となった場合は、保管証の備考欄又は免許の条件欄の余白部分に次により押印し、取り消された免許の種別及びその日付を記入したうえ、公安委員会印の 10 号印を押印して保管証所持者に返還するものとする。

再試験不合格により 免許取消し

年 月 日 埼玉県公安委員会

2 運転免許証の取扱い

免許課長及び警察署長等は、次により再試験に不合格となった保管証所持者に係る運転免許証等の措置を行うものとする。

(1) 単一免許取得者の運転免許証

ア 免許課長の措置

- (ア) 保管中の運転免許証は、保管証所持者が出頭するように指定された日時に返納を受けたものとして取り扱うこと。
- (イ) 運転免許証を警察署長等が保管しているときは、再試験不合格により免許が取り消された旨を当該警察署署長等に通知すること。
- (ウ) 運転免許証を他の都道府県警察が保管しているときは、当該都道府県警察に免許を取消した旨を通知すること。

イ 警察署長等の措置

免許課長からア(イ)の通知があったときは、保管中の運転免許証は、保管証所持者が出頭するように指定された日時に返納を受けたものとして取り扱い、保管証所持者が出頭するように指定された日時以後に、当該運転免許証は免許課長に送付すること。

(2) 併記免許取得者の運転免許証

ア 免許課長の措置

- (ア) 保管証所持者が指定された日時及び場所に出頭したときは、保管している運転免許証の四隅に穴をあけ、次により備考欄に押印し、免許の取り消された日付、免許の種類及び運転免許証の返還日を記入したうえ、公安委員会印の6号印を押印して保管証所持者に返還すること。

年 月 日再試験不合格により 免許取消し

年 月 日

- (イ) 運転免許証の返還を受けた者が当該運転免許証を返納したときは、免許課長に取消しに係る免許以外の運転免許証を作成し、これを交付すること。

イ 警察署長等の措置

- (ア) 保管証所持者が、指定された日時の経過後に運転免許証の返還の請求をしたときは、ア(ア)に準じること。
- (イ) 取消しに係る免許以外の運転免許証との引き換え要領について、所要の教示を行うこと。

第39 再試験受験済（合格）登録等

免許課長は、運転者管理システムに基づき、次により再試験受験済（合格）登録等を行うものとする。

(1) 再試験受験済（合格）登録

再試験に合格した者のデータについて、再試験受験済（合格）登録を行う。

(2) 初心運転者取消登録

再試験に不合格となった者又は再試験の不受験により免許の取消し処分を執行した者のデータについて、初心運転者取消登録を行う。

(3) 初心運転者取消手配登録

再試験に係る免許の取消し処分を執行できない者のデータについて、初心運転者取消手配登録を行う。

第6章 未出頭者の措置

第40 行政処分手配者に対する出頭命令及び免許証保管等

1 警察官の措置

警察官は、所在不明、不出頭等の理由により処分手配登録をされた者（以下「行政処分手配者」という。）を発見したときは、次により措置するものとする。

(1) 照会センターへの照会時の確認

照会センターに照会し、行政処分手配者である旨の回答を得たときは、次に掲げる事項を確認する。

ア 手配年月日、手配県警察（処分手配登録をした都道府県警察をいう。以下同じ。）

イ 氏名、生年月日

ウ 処分種別、処分日数

エ 免許証番号（免許証不携帯の場合に限る。）

(2) 手配県警察の行政処分担当課長への照会

照会センターから行政処分手配者である旨の回答受理後、行政処分手配者が処分理由に納得しない場合は、管理課長を通じて、手配県警察の行政処分担当課長に照会し、前回処分以降の違反歴（違反日時、違反場所、違反種別及び違反点数）、前歴回数、累積点数等を確認し、処分理由等を行政処分手配者に説明した上で、出頭命令等の措置をとる。

(3) 現住所等の確認

発見されたときの行政処分手配者の現住所が、処分手配登録時の住所と異なっている場合は、行政処分手配者の住所地を管轄する都道府県警察（以下「住所地県警察」という。）において処分の執行を行うこととなるので、現住所及び連絡先の電話番号を確認する。

(4) 住所地県警察の行政処分担当課長との出頭日時及び場所の指定の協議

管理課長が出頭先となる住所地県警察の行政処分担当課長と協議して、出頭日時及び場所を指定する。

(5) 出頭命令書・免許証保管証等の作成、交付等

ア 出頭命令書・免許証保管証等の作成、交付

(ア) 行政処分手配者（国際免許証等に係る自動車等の運転の禁止に係る者を除く。）に対する出頭命令は、出頭命令書・免許証保管証（様式第55号）を交付して行うこと。この場合、運転免許証を保管しないときは、出頭命令書・免許証保管証の「免許証保管証」の不動文字を横線で、免許年月日欄以降の欄を斜線で抹消し、割り印をしておくこと。

(イ) 国際免許証等に係る自動車等の運転の禁止に係る行政処分手配者に対する出頭命令は、規則別記様式第 22 の 6 の 2 の出頭命令書を交付して行うこと。この場合、国際免許証等を保管するときは、規則別記様式第 22 の 6 の 3 又は別記様式第 22 の 6 の 4 の保管証（以下「保管証」という。）を交付すること。

イ 出頭命令通知書の作成

住所地を管轄する公安委員会宛ての規則別記様式第 19 の 3 の 7 又は別記様式第 22 の 6 の 5 の出頭命令通知書（以下「出頭命令通知書」という。）を作成すること。この場合、処分手配登録した公安委員会と住所地を管轄する公安委員会とが異なる場合は、併せて処分手配登録した公安委員会に対して出頭命令通知書の写しを送付すること。

ウ その他の留意事項

(ア) 運転免許証又は国際免許証等（以下「免許証」という。）不携帯の場合の措置

出頭命令を行う場合は、免許証を保管するものとするが、行政処分手配者が免許証不携帯のため免許証を保管できないときは、免許証の保管の措置はとらないこと。

(イ) 免許証を保管する際の教示

免許証を保管する際には、免許証保管の趣旨のほか、出頭命令書・免許証保管証又は保管証の備考欄に記載してある留意事項について教示すること。

(ロ) 更新期間が到来している運転免許証に係る措置

行政処分手配者に係る運転免許証が法第 101 条第 1 項に規定する更新期間内にあるものであるときは、出頭命令書・免許証保管証の出頭命令書欄のみに記載して交付することとし、運転免許証は保管しないこと。この場合、出頭日時及び場所は、管理課長が住所地県警察の行政処分担当課長と協議の上、有効期間の満了日以前の日を指定すること。

(ハ) 交通違反をしている場合における免許証に係る措置

交通違反をした者が行政処分手配者であることが判明した場合において、法第 109 条第 1 項の規定による免許証の保管を行う必要があるときは、同項の規定による免許証の保管を優先して行うものとし、告知票及び交通事件原票の下部余白に行政処分手配者である旨を朱記するとともに、管理課長及び手配県警察の行政処分担当課長に通報すること。

(6) 警察署長等への報告

出頭命令を行った場合は、出頭命令を行った日の翌日までに、出頭命令通知書及びその写し、保管した免許証（以下「保管免許証」という。）、出頭命令書・免許証保管証の写し又は出頭命令通知書若しくは保管証の写しに行政処分手配者発見報告書（様式第 56 号）を添えて警察署長等に報告する。

2 警察署長等の措置

警察官から前記 1 (6) の規定による報告を受けた場合は、提出を受けた行政処分手配者発見報告書により管理課長に速やかに報告の上、必要な指示を受けるとともに、警察署長等の事案別事務処理要領（別記第 4）により管理課長に対し出頭命令書・免許証保管証の写しを、手配県警察の行政処分担当課長に対し出頭命令通知書及び保管免許証を送付するものとする。この場合、住所地県警察と手配県警察とが異なるときは、住所地県警察の行政処分担当課長に対し出頭命令通知書を、手配県警察の行政処分担当課長に対し出頭命令通知書の写し及び保管免許証を送付するものとする。

なお、送付する際には、処分手配関係書類等送付簿（様式第 57 号）に必要事項を記載し、送付状況を明らかにしておくものとする。

3 管理課長の措置

(1) 警察官への回答

ア 警察官から前記 1 (2) の照会を受けた場合

処分理由について、行政処分手配者名簿（様式第 58 号）に基づき回答すること。

イ 警察官から前記 1 (4) の協議を受けた場合

原則として、行政処分手配者発見の日から 20 日以内の日及び処分執行手続に適切な場所を指定すること。

(2) 処分執行等

ア 本県警察の手配で、本県警察の管轄区域内に現住所がある場合

本県警察で処分を執行すること。

イ 本県警察の手配で、他の都道府県警察の管轄区域内に現住所がある場合

他の都道府県警察に対し、出頭命令通知書が警察署長等から送付されることを通知するとともに、処分執行依頼書及び前記第 27 の 1 (3) イ及びウに規定する運転免許取消処分書又は運転免許停止処分書（以下「処分書」という。）を送付して処分執行を依頼すること。

ウ 他の都道府県警察の手配で、本県警察の管轄区域内に現住所がある場合

(ア) 本県警察が認知した場合

手配県警察に対し、警察署長等から出頭命令通知書の写し及び保管免許証が送付されることを通知するとともに、処分執行依頼書及び処分書の送付を申し出て本県警察で処分を執行すること。

(イ) 他の都道府県警察が認知した場合

他の都道府県警察から出頭命令通知書、手配県警察から保管免許証、処分執行依頼書及び処分書の送付をそれぞれ受け、本県警察で処分を執行すること。

エ 他の都道府県警察の手配で、当該他の都道府県警察の管轄区域内に現住所がある場合

手配県警察に対し、出頭命令通知書及び保管免許証が警察署長等から送付されることを通知すること。

オ 他の都道府県警察の手配で、当該他の都道府県警察及び本県警察の管轄区域外に現住所がある場合

出頭命令通知書の写し及び保管免許証が警察署長等から手配県警察に対し、送付されることを通知し、住所地県警察への行政処分の執行依頼を仲介するとともに、住所地県警察に対しては、出頭命令通知書が警察署長等から送付されることを通知すること。

(3) 事後措置

ア 更新期間が到来した行政処分手配者の措置

取消処分対象者に対しては直ちに、停止処分対象者に対しては更新手続終了後に処分を執行すること。

イ 交通違反により免許証を保管された行政処分手配者の措置

交通違反の事務手続が終了した時点で、出頭命令と免許証保管の措置をとること。

ウ 出頭日変更の要求があった場合の措置

行政処分手配者から出頭命令を受けた後に、指定された日時よりも早い日時に出頭したい旨の申出があった場合は、出頭命令通知書、保管免許証、処分書等の到達に要する期間等を考慮して、出頭日を指定すること。

エ 行政処分手配者出頭時の措置

(ア) 行政処分手配者が出頭命令により出頭したときは、処分の理由、内容等について口頭で告知した上で、処分書を直接交付して処分を執行すること。

なお、処分書を交付する際は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面で教示すること。

- (イ) 出頭命令書・免許証保管証又は保管証は、行政処分手配者が出頭した時点で受領し、保管免許証については、次により取り扱うものとする。
 - a 停止処分の場合は、引き続き法第 107 条第 3 項の規定により保管し、停止期間満了後に返還請求があった時点で直ちに返還すること。
 - b 取消しの場合は、法第 107 条第 1 項の規定により返納されたものとみなす。
- (ウ) 前記(イ)の規定にかかわらず、自動車等の運転禁止処分中に本邦から出国する者については、法第 107 条の 5 第 6 項の規定により国際免許証等を本人に返還しなければならない。この場合、処分期間中に本邦に再上陸する予定の者については、法第 107 条の 5 第 7 項の規定により再上陸する際に住所地を管轄する公安委員会に国際免許証等を再提出しなければならないことを説明して、再上陸する際には再提出する旨の誓約書を提出させること。

オ 警察署長等から出頭命令通知書及び保管免許証を受理した場合の措置

処分手配関係書類等受理簿（様式第 59 号）に必要事項を記載し、受理状況を明らかにしておくこと。

第 41 準仮停止

1 準仮停止事案発生時の措置

警察官は、違反行為を検挙したとき、又は交通事故が発生したときにおいて、運転者の住所地が本県にあり、当該事案が、仮停止等に準じた迅速な手続（以下「準仮停止」という。）を必要とする準仮停止事案（別記第 5）に該当するときは、速やかに警察署長等に報告するものとする。

2 準仮停止事案の発生報告

警察署長等は、当該事案が準仮停止に相当すると認めたときは、準仮停止対象事案発生報告書（様式第 60 号）により管理課長に速報するものとする。

3 管理課長の措置

管理課長は、2 の速報を受けた場合は、違反内容、交通事故の不注意の程度等について審査し、免許の取消し処分に相当すると認めたときは、意見の聴取の期日及び場所、処分しようとする理由等を警察署長等に通報するものとする。

4 警察署長等の措置

警察署長等は、3の通報を受けたときは、次により措置するものとする。

- (1) 意見の聴取通知書を作成して、被意見の聴取者に交付するとともに、意見の聴取通知受領書を徴する。この場合、運転免許証等の保管は行わない。
- (2) 被意見の聴取者が意見の聴取通知書の受領を拒否した場合は、これを交付せず、管理課長にその旨を連絡する。
- (3) 意見の聴取規則第7条に基づき、必要事項を教示する。
- (4) 意見の聴取の通知を行った場合は、意見の聴取通知受領書及び関係書類を、原則として意見の聴取期日の7日前までに管理課長に送付する。この場合において、行政処分原票及び交通事故行政処分原票の上部欄外に「準仮」と朱書する。

5 違反等登録

管理課長は、3により警察署長等に通報したときは、準仮停止事案発生報告書に基づき、人身事故用行政処分登録票により、速やかに違反等登録を行うものとする。

第42 運転免許取得者死亡の場合の措置

1 報告

- (1) 警察職員は、次の者を取り扱ったとき又は認知したときは、死亡者通報連絡票（様式第61号）を作成し、速やかに所属長に報告すること。

ア 次の者（警察において死体を取り扱った者に限る。）のうち、身元の確認が確実にできたもの（当事者の住所（居所）地が埼玉県以外の者に限る。）

- (ア) 交通事故により死亡した者
- (イ) 交通事故以外の過失事件により死亡した者
- (ウ) 殺人事件又は傷害致死等事件により死亡した者
- (エ) (ア)から(ウ)まで以外により死亡した者

イ アに掲げる者のほか、各所属の所掌に属する事務の遂行のために死亡確認及び身元確認を確実に行った者で、警察においてその確認がなされたことを遺族が承知しているもの

- (2) (1)の規定にかかわらず、警察職員は、警察において死亡確認及び身元確認を行っていない者が運転免許を受けていたという事実及び死亡したという事実に関する情報の提供をその者の遺族から受けた場合は、当該者について、死亡確認及び身元確認並びに運転免許

の取得事実確認を行い当該者が運転免許を取得していた場合のみ、死亡者通報連絡票を作成し、速やかに所属長に通報すること。

2 所属長の措置

所属長は、1により報告を受けたときは、速やかに死亡者通報連絡票により免許課長に通報するものとする。

3 免許課長の措置

免許課長は、2により所属長から通報を受けたときは、速やかに次により措置するものとする。

(1) 対象者の認定

死亡者通報連絡票に基づき、死亡者が免許を取得していたことの認定を行うこと。

(2) 免許抹消登録等

(1)により認定したときは、認定した者の免許データを運転者管理システムにより抹消登録し、死亡者通報連絡票処理状況一覧表（様式第62号）に所要の事項を記載しておくこと。

(3) 移送事案の措置

ア 死亡した免許取得者の住所（居所）地が県外である場合は、速やかに、死亡者通報連絡票に関係書面を添付して、当該者の住所地を管轄する都道府県警察の担当課長へ送付すること。

イ 他の都道府県警察から死亡者通報連絡票の送付を受けた場合は、(1)及び(2)により処理すること。

4 通報連絡責任者の指定

所属長は、1から3までの措置に関する円滑な推進を図るため、死亡者通報連絡責任者を指定するものとする。この場合において、警察署にあっては、交通課長を指定すること。その他の所属にあっては、警部又はこれと同等の一般職員を指定すること。

第43 免許関係事務の公示

免許課長、管理課長及び試験課長は、法第108条の規定により免許関係の事務を委託したときは、速やかに規則第31条の4の4に掲げる事項を記載した書面により、埼玉県公安委員会の掲示板に公示するものとする。

第44 資料の提供

管理課長は、特殊法人自動車安全運転センター埼玉県事務所に、警告通知に必要な資料を提供するものとする。

実施日

この例規通達は、平成元年7月1日から実施する。

実施日（平成元年12月15日埼例規第59号・交企・交指・教育）

この例規通達は、平成2年1月1日から実施する。

実施日（平成2年8月22日埼例規第42号・免・教育・試）

この例規通達は、平成2年9月1日から実施する。

実施日（平成2年12月28日埼例規第65号・交企）

この例規通達は、平成3年1月1日から実施する。

実施日（平成3年8月26日埼例規第46号・情管）

この例規通達は、平成3年9月1日から実施する。

実施日（平成3年9月25日埼例規第5号・免・教育・試）

この例規通達は、平成3年10月1日から実施する。

実施日（平成4年10月30日埼例規第64号・免）

この例規通達は、平成4年11月1日から実施する。

実施日（平成6年5月10日埼例規第31号・交企）

この例規通達は、平成6年5月10日から実施する。

実施日（平成6年9月30日埼例規第46号・務）

この例規通達は、平成6年10月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成6年12月20日埼例規第54号・交企）

この例規通達は、平成7年1月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年3月29日埼例規第24号・務）

この例規通達は、平成8年4月1日から実施する。

実施日（平成 8 年 8 月 23 日 埼例規第 43 号・交企）

この例規通達は、平成 8 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 8 年 9 月 12 日 埼例規第 47 号・務）

この例規通達は、平成 8 年 9 月 12 日から実施する。

実施日（平成 9 年 3 月 31 日 埼例規第 35 号・務）

この例規通達は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 9 年 5 月 27 日 埼例規第 48 号・免・教育）

この例規通達は、平成 9 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 9 年 9 月 9 日 埼例規第 58 号・免・教育・試）

この例規通達は、平成 9 年 9 月 22 日から実施する。

実施日（平成 10 年 3 月 31 日 埼例規第 26 号・交企・交指・免・教育）

この例規通達は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 10 年 9 月 29 日 埼例規第 60 号・教育）

この例規通達は、平成 10 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 11 年 3 月 30 日 埼例規第 29 号・交企）

この例規通達は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 11 年 4 月 26 日 埼例規第 35 号・教育）

この例規通達は、平成 11 年 5 月 6 日から実施する。

実施日（平成 11 年 10 月 29 日 埼例規第 66 号・交指・教育）

この例規通達は、平成 11 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 11 年 11 月 26 日 埼例規第 69 号・免・議）

この例規通達は、平成 11 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 12 年 9 月 29 日 埼例規第 65 号・総）

この例規通達は、平成 12 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 13 年 4 月 27 日 埼例規第 61 号・務）

この例規通達は、平成 13 年 5 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 5 月 31 日 埼例規第 51 号・交企）

この例規通達は、平成 14 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 14 年 11 月 29 日 務第 2183 号）

この通達は、平成 14 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 3 月 31 日務第 721 号）

この通達は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 15 年 5 月 22 日免第 1079 号）

この通達は、平成 15 年 6 月 2 日から実施する。

実施日（平成 17 年 1 月 25 日務第 130 号）

この通達は、平成 17 年 2 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 4 月 1 日務第 891 号）

この通達は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 17 年 7 月 1 日免第 1619 号）

1 この通達は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、現に使用している様式は、当分の間これを使用することができる。

実施日（平成 17 年 10 月 18 日務第 2522 号）

この通達は、平成 17 年 10 月 18 日から実施する。

実施日（平成 17 年 12 月 28 日交企第 824 号）

この通達は、平成 18 年 1 月 1 日から実施する。

実施日（平成 18 年 12 月 27 日免第 3519 号）

この通達は、平成 19 年 1 月 4 日から実施する。

実施日（平成 19 年 3 月 30 日務第 889 号）

この通達は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 19 年 5 月 31 日免第 1576 号）

この通達は、平成 19 年 6 月 2 日から実施する。

実施日（平成 19 年 9 月 13 日免第 2697 号）

この通達は、平成 19 年 9 月 19 日から実施する。

実施日（平成 19 年 12 月 7 日会第 804 号）

この通達は、平成 19 年 12 月 10 日から実施する。

実施日（平成 20 年 5 月 13 日免第 1390 号）

この通達は、平成 20 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 8 月 25 日教育第 963 号）

この通達は、平成 20 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 20 年 11 月 28 日務第 3307 号）

この通達は、平成 20 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 3 月 31 日務第 877 号）

この通達は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 21 年 5 月 29 日教育第 577 号）

この通達は、平成 21 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 3 月 30 日免第 878 号）

この通達は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 9 月 10 日免第 2825 号）

1 この通達は、平成 22 年 9 月 10 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の運転免許関係事務処理要領様式第 24 号の 3 による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（平成 23 年 7 月 29 日免第 2642 号）

1 この通達は、平成 23 年 8 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の運転免許関係事務処理要領様式第 8 号、様式第 21 号、様式第 21 号の 2 の 2 及び様式第 24 号の 4 による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（平成 23 年 9 月 26 日免第 3330 号）

この通達は、平成 23 年 10 月 3 日から実施する。

実施日（平成 24 年 3 月 27 日免第 1194 号）

この通達は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 24 年 7 月 6 日務第 1625 号）

この通達は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

実施日（平成 25 年 5 月 10 日免第 1771 号）

この通達は、平成 25 年 5 月 13 日から実施する。

実施日（平成 25 年 8 月 30 日免第 3450 号）

1 この通達は、平成 25 年 9 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、現にあるこの通達による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

実施日（平成 26 年 1 月 20 日免第 271 号）

この通達は、平成 26 年 2 月 4 日から実施する。

実施日（平成 26 年 5 月 30 日免第 2127 号）

この通達は、平成 26 年 6 月 1 日から実施する。

実施日（平成 28 年 3 月 29 日務第 840 号）

この通達は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 29 年 3 月 10 日務第 989 号）

この通達は、平成 29 年 3 月 12 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 13 日免第 807 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 12 月 5 日文第 421 号）

この通達は、平成 30 年 12 月 5 日から実施する。

実施日（令和元年 5 月 30 日運管第 881 号）

この通達は、令和元年 6 月 1 日から実施する。

実施日（令和元年 11 月 29 日免第 3692 号）

1 この通達は、令和元年 12 月 1 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の運転免許関係事務処理要領様式第 21 号による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和 2 年 1 月 31 日運管第 166 号）

この通達は、令和 2 年 2 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 5 月 28 日免第 1787 号）

この通達は、令和 2 年 6 月 15 日から実施する。

実施日（令和 3 年 2 月 12 日務第 235 号）

1 この通達は、令和 3 年 2 月 12 日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和 3 年 3 月 30 日務第 670 号）

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和4年5月13日免第1543号）

この通達は、令和4年5月13日から実施する。

実施日（令和4年5月13日務第1187号）

1 この通達は、令和4年5月13日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和4年7月20日運管第838号）

この通達は、令和4年8月1日から実施する。

【様式別表省略】